

# 国立国会図書館月報

---

稀本あれこれ-443-	
『有用植物図説解説原稿』田中芳男・小野職愨自筆	
新年のごあいさつ	=黒澤 隆雄 ・ 1
納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」	・ 4
答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」の概要	・ 8
納本制度審議会答申—ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について—(要旨)	・ 9
	館内スコープ ・ 13
	常設展示のお知らせ ・ 13
韓国国立中央図書館との第8回業務交流について	
=国立国会図書館業務交流代表团	・ 14
重要文化財指定資料紹介 『師守記』中原師守自筆本	・ 24
平成16年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会	・ 26
	本屋にない本 ・ 27
	月例報告 ・ 29
	NDL news ・ 33
	国立国会図書館の編集・刊行物 ・ 35
<お知らせ>	
国立国会図書館総合目録ネットワークシステムを公開	・ 37
電子図書館サービスのページ	・ 39
国際子ども図書館のページ	・ 41
本を魅せる 常設展示案内(1) 戦時下の出版	・ 42

---

1

2005

No. 526

# 国立国会図書館利用案内

**東京本館** 〒100-8924 東京都千代田区永田町1-10-1  
電話 03 (3581) 2331  
利用案内 電話 03 (3506) 3300 (音声サービス)  
電話 03 (3506) 3301 (FAX サービス)

**関西館** 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3  
電話 0774 (98) 1200 (音声サービス)  
利用案内 電話 0774 (98) 1212 (FAX サービス)

ホームページ <http://www.ndl.go.jp/>

**利用できる人** 満18歳以上の方

**資料の利用** 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

**開館日** 月曜日から土曜日

**休館日** 日曜日、国民の祝日・休日、年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

**所蔵資料** 当館の所蔵資料は、納本、購入、国際交換、寄贈等によって収集され、東京本館、関西館、国際子ども図書館に分散して配置されています。

<東京本館のおもな資料>和洋の図書、和雑誌、洋雑誌（年刊誌、モノグラフシリーズの一部）、和洋の新聞、各専門室資料

<関西館のおもな資料>和図書・和雑誌・新聞の一部、洋雑誌、アジア言語資料・アジア関係資料（図書、雑誌、新聞）、科学技術関係資料、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書、博士論文

## ----- 東京本館のサービス時間 -----

**開館時間** 月～金曜日 9:30～19:00 土曜日 9:30～17:00

※ただし、音楽・映像資料室、憲政資料室、古典籍資料室の開室時間は17:00までです。

**資料請求時間** 月～金曜日 9:30～18:00 土曜日 9:30～16:00

※ただし、音楽・映像資料室、人文総合情報室特別コレクション、憲政資料室および古典籍資料室の資料請求時間は16:00までです。

**即日複写受付** 月～金曜日 10:00～18:00 土曜日 10:00～16:00

**後日複写受付** 月～金曜日 10:00～18:30 土曜日 10:00～16:30

**オンライン複写受付** 月～金曜日 10:00～17:30 土曜日 10:00～15:30

## ----- 関西館のサービス時間 -----

**開館時間** 10:00～18:00 **即日複写受付** 10:00～17:00

**資料請求時間** 10:00～17:15 **後日複写受付** 10:00～17:45

**セルフ複写受付** 10:00～17:30 **オンライン複写受付** 10:00～17:00

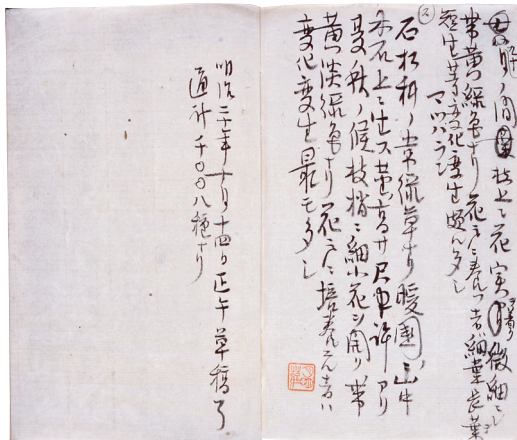
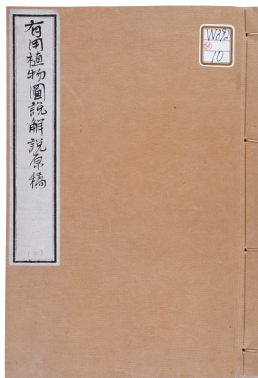
※詳しくは当館ホームページをご覧ください。

『有用植物図説解説原稿』

田中芳男・小野職愨自筆

稀本  
おれ  
これ

(443)



『有用植物図説解説原稿』 田中芳男・小野職愨<sup>もてんし</sup>自筆 全八冊

『有用植物図説』は、明治二四年、藏版者を帝國博物館として大日本農會から刊行された。明治四年九月の文部省博物館発足以來、所屬がめまぐるしく変遷した博物館あるいは博物館の事業の中心であった田中芳男、小野職愨共撰による最後の書である。見返しによれば、校正は小森頼信、曲直瀬愛。服部雪齋図画。有用な植物を選び、一五類に分類。実物の識別のため、一、〇一五の木版色刷の植物図、一、二二八項目の解説（附録項目を含む）を収録。図画三冊、解説三冊、目録索引一冊の計七冊。明治前半期に発展した実用的博物学の到達点といえる大著である。

今回紹介する『有用植物図説解説原稿』は、『有用植物図説』の解説および目録索引の草稿を全八冊に製本したものである。第一冊から第四冊には、項目一「ウルチ」から項目二〇八「マツバラ」までの解説の草稿。第五冊には、項目七三四「テッセン」から一〇一〇「ロクカクシ」に該当する部分の浄書。第六冊から第八冊までは目録索引中の凡例、目録、表紙の草稿が編集されている。草稿の字体・形式は不統一であり、罫紙も、個人の罫紙である衆芳軒叢書罫紙（衆芳軒は職愨の号）、官署の罫紙である博覽會事務局罫紙、博物館罫紙、内務省罫紙、内国勸業博覽會事務局罫紙、農商務省罫紙、宮内省罫紙と種々の形式のものが使用されている。

写真上段は、表紙（第三冊から採用）。中段は第四冊の本文末尾と裏表紙見返しである。本文末尾に「月明莊」の印記がみえるが、これは各冊の末尾にもある。裏表紙見返しの書入れは、「明治二十年十月十四日正午草稿了／通計千〇〇八種ナリ」。なお、第一冊の中表紙には「明治二十年二月一日／有用植物圖説草稿」、第八冊の冒頭には「明治十九年十二月七日／植物圖通計千〇〇八種／有用植物圖説 卷之二二三」の書入れがある。図画の校正後、短期間に解説草稿が成った可能性を示唆する。下段は、第七冊中の表紙草稿。内務省所轄の明治九年十二月の刊行計画があったことも推察できる。なお同じく第七冊中、農商務省罫紙を用いてのほぼ同形式の表紙草稿がある。農商務省博物館時代にも刊行計画があったのかもしれない。

なぜ、草稿の体裁が不統一かつ作成時期に十余年もの幅があるのか。『有用植物図説』目録索引所載の田中芳男の自序によれば、明治八年三月には、服部雪齋を画工とし、「圖アル者千零五十八品、圖ナキ者一百一十一品合數一千一百六十九品」の図画、目録の稿は整っていたものの、所轄の変遷により事業が中断。明治一九年の新官制公布による農商務省博物館解体、宮内省博物館発足後、「舊來着手ノ殘業ヲ結了セントスル」意図をもって、すでに博物館の職になかった小野職愨、田中芳男に「幸ニ余等尚健全ナルヲ以テ更ニ囑シテ」、明治二〇年一月、改めて事業を再開した経緯があったという。

この『有用植物図説解説原稿』は、『有用植物図説』編さんの過程を示す貴重な資料といえよう。また、博物館あるいは博物館の結末を示す資料のひとつとしても興味深い。（当館請求記号 W392-10）

（藤館<sup>ひもとて</sup> 寿巳<sup>すみえ</sup>愨）

## 新年のごあいさつ

黒澤隆雄

『国立国会図書館月報』読者の皆様、新年あけましておめでとうございます。

昨年、当館は三か年計画で取り組んでまいりました東京本館リニューアルをほぼ終え、一〇月一日、開館日の拡大、開館時間の延長を行い、東京本館来館利用者の利用機会を大幅に増大させたこと（年間開館時間数四三%増）はご存知のとおりであります。同時に、利用手続きをシステム化し（東京本館来館者利用システム）、迅速、的確なサービスが受けられるよう利便性の向上も図ったところであります。このことは、資料請求件数・複写申込み件数の制限緩和と相まって、来館者の利用時間、利用のピーク時にも変化をもたらし、館内の閲覧に良好な雰囲気醸し出していることは、喜ばしい限りであります。

本年、当館が取り組むべき最大の課題は、ネットワーク情報資源の収集に関する制度の構築と運用への着手であります。近年における情報通信技術の発展に伴い、従来出版物の形態で流通していた情報がネット上で流通する事態が生じており、インターネット等を通じて提供されるこれらの情報を収集しなければ当館がその任務を果たすことができなくなる事態が生じつつあります。

このため昨年発表した「ビジョン二〇〇四」（本誌五二〇号）では、「国民の知的活動の成果を、印刷物から電子情報にいたるまで広く収集し、国民共有の情報資源を構築する」、「現在及び将来にわたり、情報資源へのアクセスを保障する」と宣明しています。さらに、「電子図書館中期計画二〇〇四」（本誌五一九号）の中でも、デジタル・アーカイブ構築の一環として「インターネット上における日本で発生する情報を…制度的にあるいは選択的に収集する」としているところがあります。

ユネスコは、二〇〇三年の第三二回総会において、「デジタル遺産の保存に関する憲章」を採択し、その中で、「どのような形態であれ遺産の消失はすべての国にとり財産の損失となること」を指摘し、現代社会において重要な電子情報の保存に関する問題意識の喚起と保存のための取組みが必要であることを宣言しています。一方、各国の国立図書館、議会図書館においても、デジタル情報の収集・蓄積・保存・提供が喫緊の課題として認識され、それに向けた取組みが実施されているところがあります。

また、我が国政府においても「e-Japan 重点計画二〇〇四」の具体化の一環として、「国立国会図書館における政府刊行物アーカイブ構築及び同図書館のウェブページ・アーカイブを活用した政府各機関ホームページの長期的保存により、国等の有するコンテンツの利用機会の拡大と保存を図る」ため、当館への協力的体制の確立を前提として昨年九月行政機関の連絡会議の設置をみているところがあります。

さらに、政府は科学技術創造立国の基本的政策について調査検討を始めており、このような機会に当館としても科学技術情報整備のあり方についての新たな方向性と施策を打ち出す必要があります。当館の科学技術関係資料整備審議会（委員長 長尾真情報通信研究機構理事長）では約一年を費やしご議論いただき、昨年一二月、電子情報環境下における科学技術情報基盤の再構築等に係る貴重な指針となる「提言」を頂戴いたしました。その冒頭には、「国内で生成された電子情報の収集とその長期保存（デジタル・アーカイブ）に積極的に取り組むとともに：インターネット時代の新たな科学技術情報基盤の形成に寄与すること」とあります。

こういった内外の動きと呼応して、その収集に関して制度的枠組みを作ることが、当館の重要かつ緊急の課題となっております。すでに平成一四年に当館の納本制度審議会（会長 衛藤藩吉 東大名誉教授）にこの問題について諮問いたしておりましたところ、昨年一二月に答申をいただきました。未開拓の難しい分野でありましたが、委員の皆様には熱心なご議論をいただき、答申では、「ネットワーク系電子出版物」を内容による選別をしないで収集する、国民の言論の萎縮のおそれに配慮した方法による必要がある、との制度の骨格が示されました（本誌四・

一、二頁)。当館といたしましては、制度の早期の構築と運用に向けて、速やかにこの骨格の具体化に取り組み、法律上の手当てについての合意形成を図らなければと考えているところであります。また、昨年末決定をみました平成一七年度予算政府原案においても、関係経費が計上されているところであり、まさに、年明けとともに、デジタル・アーカイブの本格的構築に向け大きく一步を踏み出すこととなりました。

諮問機関の答申、提言等、館外の有識者の声を聞くということでは、国際子ども図書館にも動きがあります。多くの皆様のご支援で平成一四年全面開館をみました国際子ども図書館は、関係者のご支援を得つつ、職員の創意と工夫と相まって軌道に乗った運営が為されていることは皆様ご存知のとおりであります。この一〇年子どもと読書に関する諸環境が変化を見せていることも事実であり、国際子ども図書館が児童書のナショナルセンターとして今後拡充し発展させるべきサービスの方向性とそれに対応する施設の在り方についてお示しいただくことを目的に、「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会」(会長 竹内愆日本図書館協会理事長)を発足させ、ご審議をいただいているところであります。

以上、当館を取り巻く諸情勢が急速に発展・変化をみる中で、継続性や安定性だけを重視する対応では、遅れをとる傾向があることが、ご理解いただけないと思っております。変動の時代には、当館の役割がいつも問い直されなければならないのであります。幸い、今日まで、当館では、諸課題に進取の気概をもって取り組み、それは良き歴史を築き、伝統となって現在の職員まで受け継がれていると思っております。諸課題解決のために、先見性ある発想で、明確なビジョンとそれを実証する理論をもって、これからも業務の運営に取り組み、将来に誤りのないようにしてまいりたいと存じます。

読者皆様の一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げ、所信の一端を申し述べ、新年のごあいさつに代えます。

(くろさわ たかお 国立国会図書館長)



# 納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」

平成一六年一月九日、第一二回の納本制度審議会（衛藤藩吉会長。委員および専門委員は下段に掲載。）において、納本制度審議会答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」が決定され、同日、会長から国立国会図書館長に手交された。

## 一 答申に至る経緯

### （一）諮問に至るまで

平成一一年二月の納本制度調査会答申に基づき、CD・ROMなどのいわゆるパッケージ系電子出版物については、平成一二年から国立国会図書館法の納本の対象とされた。しかし、回答申は、ネットワーク系電子出版物（通信等により公表された電子出版物。）については、納本制度に組み入れないことが適当であるとし、ただネットワーク系電子出版物には従来の出版物と同様に有用なものがあるので、選択的に、契約を締結する等の方法により収集すべきであるとした。

当館は、インターネット上の情報を選択的に収集する事業を平成一四年七月から開始した。その一方

調査審議



## 納本制度審議会委員・専門委員

\*印は、ネットワーク系電子出版物小委員会所属委員・専門委員。  
#印は、ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会所属委員・専門委員。

### 会長

衛藤藩吉（東京大学名誉教授）

### 会長代理

公文俊平（多摩大学情報社会学研究所長、国際大学グローバル・コミュニケーション・センター代表）\*#

### 代償金部会長



で、インターネット上の情報の飛躍的増大およびいわゆるポーン・デジタルの情報の増加という状況にあって、それらの情報を制度的に収集する可能性を追求することが必要と判断し、同年三月に納本制度審議会に対して、諮問「日本国内で発行されるネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて」を行い、同諮問理由において「納本制度に）組み入れられない場合に、収集すべき範囲、及びその収集はいかなる方法によるべきか」についても調査審議を求めた。

## (二) 調査審議

審議会は、諮問に関する調査審議のため、ネットワーク系電子出版物小委員会（公文俊平小委員長。所属委員・専門委員は下段名簿に\*印を付した。以下「第一次小委員会」）およびネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会（公文小委員長。所属委員・専門委員は下段名簿に#印を付した。以下「第二次小委員会」）を設置した。

第一次小委員会は、ネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについておよび納本制度とは別の制度的収集について調査審議を行い、第七回審議会（平成一五年三月一三日）において、その審議結果を報告した。そのうち、納本制度に組み入れられないことが適当であるとの結論については、審議

公文小委員長の報告



衛藤会長から答申の手交



## 委員

塩野 宏（東京大学名誉教授、東亜大学通信制大学院教授）

合庭 惇（国際日本文化研究センター教授）\* #

朝倉邦造（社団法人日本書籍出版協会理事長）

安念潤司（成蹊大学法科大学院教授、弁護士）#

内田晴康（弁護士、慶應義塾大学法科大学院教授）\* #

小幡純子（上智大学大学院法学研究科教授）\* #

見城美枝子（青森大学社会学部教授、エッセイスト）

佐藤 修（社団法人日本レコード協会会長）

清水 勲（帝京平成大学情報学部教授）

白石 勝（社団法人日本雑誌協会理事）

高橋真理子（朝日新聞科学医療部次長）

竹内 愨（社団法人日本図書館協会理事）

鶴田尚正（社団法人日本出版次協会会長）

会により了承された。

また、第二次小委員会は、収集範囲および収集方法について法的観点から検討を加えることを任務として、第八回審議会において設置され、第一一回審議会に調査審議の経過を報告し、さらに、第一二回審議会において、調査審議の結果について報告を行い、了承された。

同第一二回審議会において、第一次小委員会および第二次小委員会の審議結果を統合した答申案が会長から示され、調査審議の上、全会一致をもって、答申として決定された。

## 二 納本制度審議会答申の概要

### (一) 納本制度への組み入れについて

答申は、まず、ネットワーク系電子出版物の納本制度への組み入れについて、先の調査会答申の検討に基づき、出版物の到達義務、網羅性および発行者に納入義務を課することという納本制度の根幹的要素に照らして、またネットワーク系電子出版物の収集の特性から、納本制度に組み入れないことが適当であるとした。

### (二) 新しい制度の骨格

その上で、納本制度とは別の制度による場合の収集の範囲、収集方法、著作権、損失補償等の問題について、次のような考え方を示した（八頁、答申の概要参照）。

### (ア) 収集範囲

館の任務である国会議員の職務遂行等に必要と公表されたネットワーク系電子出版物を収集し、内容による選別をしない。

黒澤館長(左)の答申の受領



村上重美（社団法人日本新聞協会専務理事）

百崎 英（社団法人行政情報システム研究所会長）

紋谷暢男（成蹊大学法科大学院教授） #

### 専門委員

奥住啓介（財団法人データベース振興センター事務局長、国際日本文化

研究センター客員教授） \* #

松本重雄（筑波大学大学院図書館情報メ

ディア研究科教授） \* #

夏井高人（明治大学法学部教授、弁護士）

野末俊比古（青山学院大学文学部助教授）

白田秀彰（法政大学社会学部助教授） \*

「委嘱期間 平成一四年二月一四日から平成一五年五月三一

日まで」

戸田慎一（東洋大学社会学部教授） \*

「委嘱期間 平成一四年二月一四日から平成一五年五月三一

日まで」

### (イ) 収集方法

言論の萎縮のおそれ(注)に配慮し、事前公告の上、一定期間内に固定拒否の申出を認め、固定拒否の申出のないネットワーク系電子出版物を館による複製または発信者からの送信により収集する。

### (ウ) 著作権の問題

収集のために複製権を法律により制限することが不可欠であり、利用時の複製、公衆送信等の権利についても法律による制限が必要な場合が多い。

### (エ) 損失補償

従来 of 出版物と同様な利用態様(館内閲覧、プリントアウト提供等)にとどまれば憲法(第二十九条第三項)上の損失補償は不要である。

なお、損失(売上等が減少すること)は、無償アクセスのネットワーク系電子出版物については生じない。

(注) ネットワーク系電子出版物の発信者等にとって、国が固定し利用に供することは通常予期するところを超えるので、意見の公表を差し控える者が現れるおそれもあるということ。平成十一年の調査会答申において指摘された。

### (三) 制度構築・実施における留意事等

実際の制度は、この答申で示した骨格に従って館が判断して構築し、ネットワーク上の言論の問題に留意しつつ、必要な資源の確保に努めて段階的に実施していくことが必要であるとした。また、ネットワーク系電子出版物への永続的なアクセスが保障されるよう保存技術の向上が望まれるとした。

答申の要旨は、本号九〜一二頁に掲載。

納本制度審議会事務局(国立国会図書館収集部)



記者発表  
(衛藤会長(左)、公文会長代理(右))

◎ 審議会に関する情報および答申の全文は、当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp/>) 「国立国会図書館について」 「納本制度」 「納本制度審議会」 に掲載されています。

◎ 審議会、答申に関するお問い合わせは、次までお願いします。

国立国会図書館収集部収集企画課  
電話 〇三(三五〇六) 三三四九  
FAX 〇三(三五九二) 〇七八三

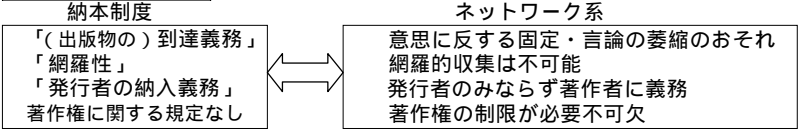
# 答申「ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」の概要

(注)この概要は、納本制度審議会の庶務を行う国立国会図書館収集部が作成したものである。

## 制度の目的

制度化の必要 従来の出版物（納本による収集）と同様に広く収集する  
 収集の目的  
 国、地方公共団体等：公用（館の任務である国政審議の補佐）  
 国等以外：文化財の蓄積およびその利用

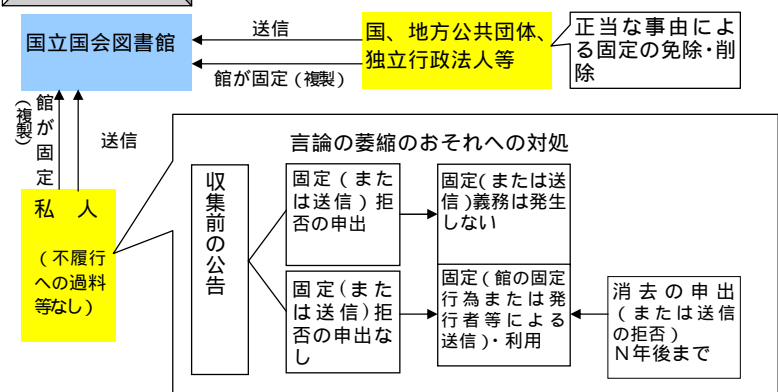
## 納本制度との相違



## 収集範囲

館の任務に必要な範囲。内容によって選別しない  
 技術的に収集または再現できない等のやむをえない事由により除外  
 国、地方公共団体、独立行政法人等が発信した（またはこれらのために発信された）ネットワーク系電子出版物  
 以外の者（私人）の発信したネットワーク系電子出版物

## 収集方法



## 著作権制限

著作権者  
複製権・公衆送信権等

館が複製館が利用に供する

## 損失補償 (憲法)

損失 = 得られたであろう対価 (無償アクセスでは、損失なし)  
 従来の出版物と同じ利用態様であれば補償不要

## 納本制度審議会答申—ネットワーク系電子出版物の

### 収集に関する制度の在り方について—(要旨)

#### はじめに

##### (1) 諮問の趣旨とこの審議会の基本的立場

国立国会図書館長からこの審議会に対して諮問「日本国内で発行されるネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて」がなされた。また、同答申の理由において「(納本制度に)組み入れられない場合に収集すべき範囲、及びその収集はいかなる方法によるべきか」について調査審議が求められた(平成一四年三月一日)。

ネットワーク系電子出版物(以下「ネットワーク系」)の納本制度への組み入れについては、この審議会の前身である納本制度調査会において詳細に検討された(平成一一年二月答申)ので、再度の諮問といえる。この数年間に、同調査会答申が述べる表現の自由に関する国民の意識が変化したとは認めがたいが、諮問の全体の趣旨から、ネットワーク系を効率的に収集し長期に保存するために、納本制度以外の制度を視野に入れて調査審議することとした。

##### (2) 調査審議の経過

審議会は、二次にわたり小委員会を設置して諮問の調査審議を行った。

まず、ネットワーク系電子出版物小委員会(公文俊平小委員長、平成一四年三月から平成一五年二月まで三回開催)は、

「納本制度に組み入れないことが適当である」とし、この点は審議会の了承を得たが、収集範囲および収集方法に関して法的観点から、さらに検討が必要であるとされた。

これを受けて、ネットワーク系電子出版物の収集の課題に関する小委員会(公文俊平小委員長、平成一五年九月から同一年一月まで五回開催)は、第一一回審議会において調査審議の経過報告を行い、第一二回審議会において審議結果の報告を行い、同報告が了承された。

引き続き第一二回審議会において、以上の調査審議の結果を総合した答申(案)について審議の上、これを答申として決定した。

#### 1 ネットワーク系電子出版物を納本制度に組み入れることについて

納本制度調査会の検討方法に依拠しつつ、納本制度とは別の制度を想定し、納本制度との異同に留意して検討した。

納本制度の根幹的要素(到達義務、網羅性および発行者に納入義務を課すること)に照らすとき、法的強制の要素を含むネットワーク系の収集において、これら諸要素を備えることは困難であり、さらに、納本制度にはない著作権の制限が不可欠と考えられる。

この意味で、納本制度に組み入れないことが適当である。

## 2 制度の在り方に関する検討の基本的考え方

制度的収集（法的強制を伴う収集）の検討に際しては、言論の萎縮のおそれの問題、効率的な収集という観点に留意した。

制度的収集の必要性については、国立国会図書館（以下「館」）が行っている契約による収集の実態にかんがみ、広く効率的に収集するために制度的収集によらざるをえない。

## 3 ネットワーク系電子出版物の収集範囲

### （1）基本的考え方

国立国会図書館法に規定された館の任務に必要なネットワーク系を収集する必要および国が強制力を背景にして収集する場合には内容による選別を行わないことの二点から、現行の出版物と同様に広い範囲のネットワーク系を収集することが適当である。

### （2）収集対象からの除外

技術的理由により収集または再現が不可能である等、外的な「やむを得ない事由」により収集除外対象とされる場合がある（データベースの一部、有償アクセスのネットワーク系の一部など）。

### （3）国、地方公共団体等

納本制度上、国、地方公共団体と同等の納入義務を課す独立行政法人、地方独立行政法人、特殊法人、認可法人等については、ネットワーク系の収集においても国、地方公共団体に準じて扱うことが適当である。

### （4）「国内で発行されたネットワーク系」

「発行」が国内で行われたかどうか判断が困難な場合（外国

から日本に向けて発信された場合など）がある。

### （5）「発行」の意義

ネットワーク系の場合は公衆に向けて発信されたことをいう。インターネット等にある出版物が「発行」されたかどうか問題となる。

## 4 ネットワーク系電子出版物の収集方法

### （1）基本的な考え方

ネットワーク系の発信者等（発信者および著作者）にとって、国によって強制的に固定され利用に供されることは通常の予期を超えるものであり、国による情報管理と受け取られるおそれがある。

### （2）国等のネットワーク系の収集方法

国、地方公共団体およびこれらに準じて扱うことが適当な独立行政法人等のネットワーク系は、固定を免除すべき「正当な事由」がある場合を除いて、送信義務または館による複製により、収集する。

### （3）私人のネットワーク系の収集方法

国による強制的固定が公表自体を差し控えるなど言論の萎縮のおそれを生じさせないように、固定に関する発信者等の意思を尊重する手続的保障が必要である。

具体的には、館が固定に先立って、固定を拒否できることを公告するものとし、拒否の申出を受け、申出がないネットワーク系は固定するが、一定期間は消去の権利（送信の場合には、送信拒否の権利）を認める。

### （4）義務を課される者

ネットワーク系の発信者のみならず、著作者も含まれる（受

忍義務)。

(5) 収集の頻度

義務を課される者に過大な負担とならないように、館は、合理的な頻度を公示して収集すべきである。

5 著作権等の問題

(1) 基本的考え方

ネットワーク系の収集および利用によって著作権等(著作権隣接権を含む。)を侵害しないように、著作権制限規定の該当性を判断し、許諾取得によるか、場合により法律により権利を制限することになる。収集、利用、保存の場面で必要とされる行為について著作権法上の権利に触れるかどうかを検討した上で、制限の必要性について言及した。

(2) 収集・利用・保存における問題点

収集方法と利用態様ごとに異なるが、基本的に現行の著作権法の権利制限とは別に法律による権利制限が必要となる。特に、国が複製(固定)することは制度の根幹であり、法律による権利の制限が不可欠である。

(3) 第三者の著作物が含まれる場合

従たる著作物の著作人には、館による固定を拒否する権利が認められる。

6 損失補償

(1) 損失内容

ネットワーク系を館が収集し利用することによる損失の内容は、発信者等が被る売上減少等である。無償アクセスのネットワーク系には、このような損失は生じない。

(2) 憲法上の損失補償が必要な範囲

このような損失に対して、憲法(第二十九条第三項)上の補償が必要かどうか、つまり「特別の犠牲」に当たるかどうかは、損失の程度、損失が及ぶ範囲の広さを考慮して判断すべきである。

この考え方では、現在の紙媒体などの出版物について館が行っている利用の態様(館内の閲覧およびプリントアウトの提供)の範囲であれば、経済的に軽微な損失であり、出版物に等しく広く課せられる負担であるので、「特別の犠牲」に当たらない。

(3) 地方公共団体、独立行政法人等への補償  
公的目的地で作成された出版物という点を考慮して、「特別の犠牲」に当たらないと解される。

7 義務履行確保

私人の義務が履行されない場合に、強制手段(行政代執行、直接強制等)および行政罰を設けないことが適当である。固定拒否の申出が認められる特殊な義務であるので、行政罰により間接的に強制することさえも適当でないからである。

おわりに

答申は、ネットワーク系を納本制度に組み入れないで、新しい制度により収集する場合の骨格を示したものであり、館が実際の制度を作るに当たり、さらに検討・判断が必要となる。

制度の構築においては、ネットワーク上の言論に関する国民の考え方とかい離しないように努めること、制度の実施に当たっては、人的・物的資源の制約が予想されるので、段階の実施も視野に入れることが必要である。



また、収集したネットワーク系への永続的アクセスを  
保証するため、保存技術、  
セキュリティ技術の向上  
が必要である。

(注) この要旨は、納本制  
度審議会答申に基づいて、  
同審議会の庶務を行う国立  
国会図書館収集部が作成し  
たものである。また、下に  
掲げる表は、答申の制度的  
収集の内容に関する部分を  
まとめたものである。

(表) 制度的収集の概略

事項	発信の 主体	国・地方 公共団体	独立行政法人等	私 人
収 集 目 的		「公用」（国立国会図書館法第24条・24条の2）		「文化財の蓄積・利用」（国立国会図書館法第 25条）に準じる
収 集 範 囲		内容による選別をしない広い範囲 収集対象から除外すべき場合：技術的理由、社会通念上収集・利用に著しく費用・手間を要する場合、損失補償に適さない場合等		
収 集 方 法		館による複製または送信義務（事前公告・固定拒否手続は不要だが、正当な事由による固定の免除または削除）		事前公告・固定（または送信）拒否手続を経て館が収集または送信義務。固定後一定期間の消去権（または送信拒否）
著作権の問題		不要（財産管理上の手続は必要）	収集・館外閲覧・館内LAN閲覧・複写等のためには法律による著作権制限が必要	収集・館外閲覧・館内 LAN 閲覧・複写等のためには法律による著作権制限が必要
損 失 補 償		国：不要 地方公共団体、独立行政法人等：憲法上の補償不要（「特別の犠牲」に当たらない）		無償のもの：憲法上の補償不要（収集時に損失がない） 有償のもの：従来の出版物の利用態様を超えると憲法上の補償が必要
義務履行確保		不 要		過料も特別な履行強制の制度も設けない

(参考)

想定される 利用態様	館内・外閲覧、複製物（プリントアウト）提供
---------------	-----------------------

あなたも総務課に来れば

アナウンサーになれます!?

館内放送は、当課における最も重要な?仕事のひとつです。総務課向かい側の放送室(映像は放送できません。音声のみです。残念ながら...)には、もうかれこれ二〇年近くは経つであろう古い放送設備があります。放送をするためには、その放送

室の鍵を開け、職員みずからスイッチ、ボリューム、さらにはチャイムまで操作します。なぜ普段は放送室に鍵がかかっているのかというと、ケシカラン輩が放送室に入り込んで不埒な放送をするのを防ぐためだと、誰かがしたり顔で申しております。

なにはともあれ、この放送室を使って利用者向けには、閉館時間が過ぎても退館されない方のお呼び出しやシステムに不具合が発生した場合のご案内、ごくまれに台風や大雪などの場合の交通情報、職員向けには、各種の業務連絡のほか健康診断のお知らせや財形貯蓄の案内も放送しています。放送する際の注意点としては、滑舌(カッゼツ)をよくすること、マイクの音量を割ら



ないことです。具体的には、「国際線の機長風」や「NOKのアナウンサー風」、「山手線の車掌風」に喋ること:じやなかった、丁寧で聞き取りやすい口調を心がけることです。ここだけの話なんですけど、某係の非常勤職員を面接する際には、最後に放送原稿を読ませ、喋りのうまい人を採用しているという噂がまことしやかに流れております。

ちなみに、ご好評をいただいている?国会放送(職員向けに当日の国会状況を詳細に放送し、それによって各局が待機準備などの対応をします。)につきましては、特に気合!を入れています。いや入れすぎて「音量が大きすぎる!」とか「会議が中断するから!」というお叱りを

いただいておりますが:。とにかく、みなさんにわかりやすく親しみやすい放送を日々心がけておりまして、決して、合○ンで「図書館のウグイスボーイ」と呼ばれて悦に入ったり、カラオケのマイクを使って国会放送を叫んだりなどはしてありません!

(総務部総務課 放送室長)

常設展示のお知らせ

第一三五回 戦時下の出版

平成一七年一月二〇日(木)から

三月一五日(火)まで

於 本館二階第一閲覧室前(東京本館)



詳細は本誌五二五号または当館ホームページをご覧ください。ホームページでは、「ギャラリー」のなかにある「常設展示」のコーナーに、展示資料一覧と簡単な解説文を掲載しています。(http://www.ndl.go.jp/jp/gallery/permanent/index.html)

巻末にこの展示会に関連したコラム「本を魅せる 常設展示案内」があります。

## 韓国国立中央図書館との第八回業務交流について

### 国立国会図書館業務交流代表団

はじめに

国立国会図書館と韓国国立中央図書館との第八回目の業務交流が、平成一六年一〇月一二日から一〇月一八日まで韓国で行われ、戸澤幾子総務部支部図書館課長（団長）、遊佐啓之総務部企画・協力課課長補佐、河合美穂関西館事業部電子図書館課ネットワーク情報係長の三名が訪韓した。基調報告およびテーマ発表を中心とする業務交流のほか、韓国国立中央図書館の館内見学、ソウル市内等の関連機関視察を行った。

今回の業務交流のメインテーマは、「国立図書館の将来」であった。奇しくも、当館において、一〇月一日に、東京本館が新装開館し、開館日・開館時間の拡大、新システム導入による利用サービス効率化などの利用制度改革を実施した直後のタイミングとなった。また、サブテーマは、「デジタル情報資源の収集・保存」であった。政治、経済、文化、社会等のあらゆる領域で情報が電子的に生産・流通・利用され、デジタル情報が社会的基盤として重要となる中、各国の国立図書館においてもデジタル情報の収集・蓄積・

保存が喫緊の課題として認識され、取組みがなされていることがテーマ選定の背景にあった。

韓国国立中央図書館の館内見学では、古典運営室、デジタル資料室などの各資料室、司書研修館、資料保存館などを回った。資料室の構成など当館と共通する部分も多かったが、韓国語、中国語、日本語の資料が混排されていること、入館申請手続きなしに自由に入館できることが当館と大きく異なっており、特に印象的であった。



また、関連機関視察では、支援協力課職員の案内で、韓国国会図書館、ソウル大学中央図書館および奎章閣、仁荷（インハ）大学中央図書館などを訪問し、意見交換を行った。



基調報告およびテーマ発表は、一〇月二二日、イム・ビヨンス（林炳秀）館長を尊敬した後に行われた。キム・ミョンヒ（金明禧）支援研修部支援協力課課長補佐の司会の下、チャン・ジェユン（張在允）支援研修部長のあいさつに始まり、発表後質疑応答が行われ、クォン・ジェユン（権在允）閲覧管理部長のまとめで締め括られた。参加者は、外部参加の韓国国会図書館および鍾路（チョンロ）公共図書館の職員を含め約三〇名であった。

## 一 基調報告

### 「国立国会図書館の現在と未来」

戸澤幾子 総務部支部図書館課長



日本側からは、国際子ども図書館の全面開館、関西館の開館、東京本館の新装開館という三施設の整備、サービスの再設計、電子図書館サービスの拡充、電子図書館基盤システムの開発等二一世紀初頭に取り組んだ諸事業について、その現状とともに、現段階での評価と今後に向けての課題について報告を行った。以下はその要旨である。

東西共通の「電子図書館基盤システム」によって、東京本館・関西館・国際子ども図書館がそれぞれの機能、業務を分担し、物理的な距離を超えて有機的に連携することで、館全体として業務、サービスが円滑に遂行されている。

遠隔利用の複写サービスについては、インターネットでの受付開始以前と比較して、申込みが全体で約二・四倍になり、とりわけ、図書館を経由しない個人からの申込みが七・六倍になっている。大規模な書誌情報の公開、インターネット経由での申込みによる利便性の向上、迅速な処理体制の整備等による遠隔利用の複写サービスの再構築は、大

きな成果をもたらした。

二〇〇四年一〇月に東京本館は新装開館し、①専門室の再編成、②開館日・開館時間の拡大等利用制度の改善、③新たな東京本館来館利用システム導入によるサービスの効率化を実施した。

電子図書館サービスについては、コンテンツの構築と提供、ウェブ・アーカイビングと提供、研究開発事業等により「電子図書館構想」を実現してきた。当館が我が国のデジタル・アーカイブの構築と情報提供に関して、中心的な役割を果たすことが要請されている状況をふまえ、「国立国会図書館電子図書館中期計画二〇〇四」を策定した。

国際子ども図書館に関しては、児童書のナショナルセンターとして拡充し発展させるべき図書館奉仕の方向性についての調査審議のために、二〇〇四年九月「国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会」を発足させた。二〇〇五年三月に答申を得て、次期計画の検討を進める予定である。

組織として大きな改革を成し遂げた現在、安定的な発展と着実な組織運営を企図して、「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」を策定し、二〇〇四年度から評価制度を導入した。また、人材育成および図書館等との協力を一層充実させ、推進していく。

当館は、サービスの安定的発展に努める一方で、一連の改革の成果をバネに、次の時代に向けて新たな課題に取り

組むべきところに立っている。デジタル情報、とりわけオンライン電子情報が社会的基盤として重要になりつつある現在、当館は、立法活動を補佐するためのあらゆる情報資源を効果的に提供するために、また、国民の情報資源へのアクセスを保障するという基本的な役割を果たすために、新たな制度的枠組みの下で、二〇〇五年にはオンライン情報資源の収集に本格的に着手することを目指している。しかし、これらを実現するためには多くの課題を解決せねばならず、また、多くの領域、様々な機関、国立図書館相互の連携協力も必要と考える。

### 「知識情報化時代における国立中央図書館の将来構想」

ジョン・ギルス（丁吉洙） 支援研修部支援協力課長



韓国側からは、文化観光部の図書館政策業務を国立中央図書館へ移管する決定に伴い、自ら国家の図書館政策を策定して推進するための準備および組織改編を進めつつ、諸課題に取り組んでいる国立中央図書館の状況と、新しい時代に適合した発展のための方向性について報告がなされた。以下はその要旨である。

国立中央図書館は、一九四五年一〇月開館当初は二八万

五千余冊の蔵書と一六名の職員によりサービスを開始したが、現在では国家を代表する図書館として五〇〇万冊の国家文献を所蔵するようになり、職員数も二二七名に達した。このような量的な発展は、朝鮮戦争等、多くの困難を経験し、一九六三年に「図書館法」が制定され、一九六五年に納本制度が施行された後、わずか四〇余年の間に成し遂げた成果であり、注目に値する。

今後、国立中央図書館の機能に関しては、より政策的、専門的な方向で機能強化を図るために、閲覧奉仕業務など直接的サービス業務を縮小しつつ、図書館全体の発展および国家知識情報の効果的保存などの観点に立った、組織と業務の拡大が必要である。

図書館組織改編では、研究、開発業務を中心に位置付け、図書館の発展と関連した調査、研究、政策企画および各種標準指標の作成・普及ならびに図書館に対する調整と支援の機能を拡大・遂行できるようにすることが必要である。また、二〇〇八年開館を目標に国立デジタル図書館の建設を推進している。その建設計画は、知識情報化時代に適合した知識情報体系の変化を考慮し、国家知識情報センターとしての役割を遂行するために策定・推進されている。なお、建設予定地は、国立中央図書館正面広場である。

さらに、学位論文館の、児童・青少年図書館への改編を計画している。これは、国内学位論文サービス機関が複数存在している状況をふまえ、重複サービスを削減し、児童・

青少年向けの納本資料を活用して利用に対するニーズに応えようとするものである。

文献の網羅的収集と科学的保存の推進のため、①一九四五年以降刊行の未所蔵資料の整備・拡充、②海外所在韓国関連資料の収集、③国内納本制度の改革および自発的納本の推奨、④デジタルコンテンツの拡充、⑤文献資料の科学的保存の推進に取り組んでいる。

知識情報化時代に備え中長期人材育成の一環として、館内職員を対象に三十分野の主題を選定して専門教育を実施し、「主題別専門司書」を養成するための計画を策定した。国立中央図書館運営の基本方向は、①国家を代表する図書館として、図書館関連政策の策定および調査研究、館種別図書館運営モデルの開発、図書館の情報化および資料構築に関する基準の提示、協力・調整機能を遂行する、②施設、人材、資料および予算を確保する、③各種図書館との有機的な連携体制、国外の主要図書館との協力関係を築き、総合的な図書館サービス体系を構築することである。

組織活性化戦略としては、サービスの重点を国民に対するサービスから図書館に対するサービス中心に転換することが必要であり、図書館関連の調査研究と政策業務遂行のための図書館企画政策部署の新設、専門分野のレファレンス機能向上のための主題別資料課の新設など、重点を置く業務を中心に、専門的人材を確保し、効率的な組織機構を速やかに整備する必要がある。



図書館サービス環境改善のための戦略として、蔵書量の増加と管理のための「図書館蔵書構築計画」が策定されなければならない。現在の蔵書五〇〇万冊余りを、二〇二〇年までには二、〇〇〇万冊に拡大する計画を推進し、オンライン著作物収集、デジタルコンテンツおよびマルチメディア資料の収集も並行して行わなければならない。

古典資料の研究機能強化のための戦略として、国内三大古典籍所蔵機関のうち、最も多くの資料を保有している古典運宮室の研究機能を向上させるために、国内古典籍研究センターを建設し、名実共に国家を代表する古典籍研究センターの役割を果たさなければならない。

図書館の質を向上させるためには、評価指標を作成しなければならない。評価指標は、利用者の期待に基づいて作成されなければならない。そのためには、図書館サービス品質評価基準書、資料保存のための各種法令および制度改正、非常事態など災難に対応したリスク管理対策、保存書庫の効率的な管理のための指針等、各館種の図書館を評価することが可能な評価指標でなければならない。このような評価指標の作成は、国立中央図書館の義務でもある。

図書館協力のための戦略として、図書館協力ネットワークの拡大とその充実が必要である。図書館間の相互貸借の全国的拡大、地域別図書館別分担収集などは、図書館間協力を活性化し、各図書館の蔵書事情を向上させるものである。また、諸外国の図書館、各種国際機構との協力を強化

し、二〇〇六年ソウルで開催予定の国際図書館連盟(IFLA)大会、国立図書館長会議(CDNL)等を成功裏に開催しなければならない。

図書館の発展は、図書館サービスの質を高めるための自らの努力と結びついており、目標と課題を克服しながら、知識情報社会において先導的な役割を果たし、効果的に知識情報サービスを提供することが可能な人的・制度的基盤を構築することによって実現される。

この変化と発展の目標は、すべての国民がいかなる状況、社会的条件にも制約されることなく知識情報に公平にアクセスできる機会を保障することによって、究極的に我が国が先進国を目指して努力し、文化福祉を具現化することにある。

## 二 テーマ発表

「将来を展望した国立国会図書館の運営―『国立国会図書館ビジョン二〇〇四』の策定と評価制度の導入―」

遊佐啓之 総務部企画・協力課課長補佐







日本側からは、変革期を乗り切った国立国会図書館が、安定的発展に向け、着実な業務運営を図ることを意図し、当館の果たすべき使命・役割および将来目指すべき方向性を明確にするため、「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」を策定した上で、その実現に向けて、二〇〇四年度から評価制度を導入し、年度ごとに具体的な目標・基準を掲げ、年度終了後にその評価結果を公表することによって、一層のサービス向上を目指している取組みについて報告した。以下はその要旨である。

「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」は、目標設定の最上位の概念として、全館レベルの五〜一〇年を対象とした中長期の基本方針を示すものであり、当館の「使命と役割」を示すとともに、「立法補佐機能の強化」、「デジタル・アーカイブの構築」、「情報資源へのアクセスの向上」および「協力事業の推進」という四つの「重点領域」を設定している。

立法院に属する当館においても、効率的な運営を図り、また、国の機関として国民に対し説明責任を果たしていく上で評価制度の導入は不可欠な仕組みであると考えたが、当館の活動目的は、行政機関の活動とは自ずと異なっており、

り、行政府の評価制度そのものではないという意味を含め、政策評価ではなく、ビジョンを頂点とした独自の体系を構築した上で、活動評価と名付けた。

活動評価を導入した目的は、①活動・事業の適正な運営、②活動・事業内容について国の機関としての説明責任の履行の二点である。

目標は、社会に公表する組織全体としての目標（ビジョン、重点目標、サービス基準）と、部局を基本とした目標（部局目標、プロジェクト目標）の二階層で設定する。

#### (一) ビジョン

五〜一〇年を対象として、中長期的な基本方針を示す。

#### (二) 重点目標

一〜三年を対象として、組織として重点を置くべき取組みについて目標を設定する。これらの目標は、部局目標およびプロジェクト目標をふまえ、具体的に達成可能なものとし、達成の期限を明確に示すことを目指している。

#### (三) サービス基準

利用者（国民、図書館）に対し、サービスの基準となる数値を具体的に示し、当館のサービス品質の保証とする。

#### (四) 部局目標およびプロジェクト目標

ビジョン、重点目標を支える下位の目標として、部局目標およびプロジェクト目標を設定する。これらは一〜三年を目標とした短・中期的な方向性を示すものである。なお、プロジェクト目標は、当館の運営に大きな影響を与える事

業で特別な体制を設けて実施するものである。

活動評価における目標の達成評価は、次年度当初に事業の達成度を用いて部局が一次評価を実施した上で、組織として二次評価を実施する。この前年度の評価結果を、次年度の目標設定に反映させる。

当館では、活動評価制度の導入にあたり、実績測定のため、利用者アンケートの実施および統計の整備に取り組んでいる。二〇〇三年度において、一九八九年度に行っていた大規模な利用者アンケート調査を実施した。引き続き、二〇〇四年度においては、遠隔利用者を対象としたアンケート調査を当館ホームページで実施し、現在、集計・分析中である。統計の整備に当たっては、今年度から導入した活動評価において目標設定および評価に必要なデータが網羅されるよう今年度中に整備を完了し、来年度二〇〇五年四月から新統計の採取を開始する予定である。

当館の活動評価に対する取組みは、まだ第一歩をふみ出したに過ぎない。今後、直面する課題に対応しつつ、改善を積み重ねていくことにより成熟を図りたいと考えている。また、国の機関としての説明責任を果たすとともに、ビジョンの着実な推進を図り、国会の図書館として、また、我が国唯一の国立図書館として、存在意義をより確固たるものにすることを目指していくものである。

## 「オンラインデジタル資源の収集および保存管理」

チェ・ギョンホ（崔景浩） 支援研修部情報化担当官室

課長補佐



韓国側からは、国家文献情報網の網羅的な収集・保存の責任機関として、インターネット上の価値あるウェブ資源の収集・管理は、遅延が許されない韓国国立中央図書館の業務課題であるという認識の下に、国立中央図書館がプロジェクトとして、

二〇〇三年一二月から推進してきたオンラインデジタル資源の収集および保存管理業務の現況について報告があった。以下はその要旨である。

オンラインデジタル資源の網羅的収集・保存に関して、二〇〇四年二月にオンラインデジタル資源審議委員会を設置した。同審議委員会は、運営委員会、分科委員会、専門委員で構成される。

運営委員会は、オンラインデジタル資源の収集業務全般にわたって推進状況の点検と評価、広報、関連法・制度改正等に関する諮問とあわせて審議・議決権を有する。

人文、社会、自然科学各主題分野に関する三つの分科委員会は、現世代の重要かつ価値あるオンラインデジタル資源のURLを推薦する任務を有する。もう一つの標準化の

分科委員会では、著作権、DOI（デジタル・オブジェクト識別子）、業務の標準化等を審議する。

専門委員は、分科委員が推薦したオンラインデジタル資源の保存価値等を審議する。

そして、二〇〇四年三月からオンラインデジタル資源の本格的な収集を開始した。三名（チーム長一名、電算職一名、司書職一名）の人員で出発した専門担当収集チームは、現在、計二名の多様な学問分野の専攻者で構成されている。

二〇〇四年八月時点では、二万件余りのオンラインデジタル資源を収集し、特に地域の祭り、国会議員選挙、新行政首都移転等、韓国国内の社会的に話題となっているもののデジタル資源を収集している。

収集業務は、①収集対象ウェブ資源の選定、②収集、③目録作成、④保存価値判断、⑤保存処理、⑥KOLIS（国立中央図書館統合情報システム）登録の六段階に区分することができ。現在は③までシステム化されている。

体系的かつ効率的な収集のため、オーストラリアPANDORAプロジェクトの収集指針を参考にして、二〇〇四年二月、オンラインデジタル資源選定指針を策定した。収集対象とする範囲は「韓国語で作成された韓国（K）ドメイン」に限定されている。これはオフラインの資料の納本を国内出版物に限定している事実をオンライン資源に拡大した概念で、収集初期段階では、まず韓国語で作成された資料に限定して収集し、徐々に範囲を拡大していく。

また、良質のデジタル情報資源の収集の拡充と、将来の世代のために現代のデジタルの文化遺産を永久に保存する目的で、二〇〇一年一月にオンラインデジタル資源収集システムを開発した。さらに、二〇〇四年二月には、アクセス可能なオンラインデジタル資源について選択的に収集し、該当する著作者からの永久保存および提供に対する許諾を管理するシステムを補完した。

これから解決すべき課題としては、①価値あるデジタル資源収集のための誰でも推薦可能なシステムの導入、②ウェブ資源に含まれるリンクを解析できる技術研究の推進、③多様なオンラインデジタル資源を収集するための自発的な納本制度および関連法の改正、④保存のための定期的なハードウェアの移行、ソフトウェアの更新、デジタル資源の媒体変換作業などに必要な予算の確保、⑤多様なデジタル情報資源に対するメタデータの記述法についての研究が挙げられる。

国立中央図書館がこの分野に取り組んでから間もないため、及ばない所もまだ多いが、韓国両図書館のさらに深みのある業務交流が継続して行われることを希望する。

「国立国会図書館におけるデジタル・アーカイブ構築の今後の取り組み」

河合美穂

関西館事業部電子図書館課

ネットワーク情報係長



さらに、日本側から、当館のデジタル・アーカイブの現況と課題、今後の計画について報告した。以下はその要旨である。

国立国会図書館では、二〇〇四年二月に「電子図書館中期計画二〇〇四」を策定した。この計画は「国立国会図書館ビジョン二〇〇四」に基づいて、今後五年程度を用途として達成すべき電子図書館サービスの具体的方向とその実現に必要な枠組みを示したものである。

その目標は、①デジタル・アーカイブの構築、②情報資源に関する情報の充実、③ポータルサイトの構築の三点である。

デジタル・アーカイブの構築は、所蔵資料のデジタル化とオンライン系情報資源の収集が主眼である。所蔵資料のデジタル化については、国の文化財である図書等をデジタル化し公開するものである。著作権処理を行いながら、明治期（一八六八―一九一二年）刊行図書に続き、対象資料を順次拡充していく予定である。

オンライン系情報資源の収集は、国立国会図書館ウェブ・アーカイブとオンライン・デポジットという二種類の事業・システムを想定している。ウェブ・アーカイブではインターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP）を拡充発展す

ることおよび一定の範囲のウェブ情報を機械的に一括収集する方法を検討している。オンライン・デポジットは全くの新規事業で、知的な著作単位で取り扱うべき情報資源（例えば、電子ジャーナルや電子書籍）を対象として、個別に収集・組織化・保存・提供するものである。

インターネット上の情報を確実に収集し、利用可能とするために、現在、その制度化について、国立国会図書館長の諮問機関である納本制度審議会において審議しており、最終答申は二〇〇四年一月に出される予定である。（注一二月九日に「答申 ネットワーク系電子出版物の収集に関する制度の在り方について」が答申された。四―一二頁参照）その後、答申をふまえて早期に法制度化を図ることとしている。

国立国会図書館としては未経験であるウェブ情報の収集・蓄積について技術的課題克服のため、インターネット資源選択的蓄積実験事業（WARP）に取り組んできた。WARPの二〇〇四年八月末現在のコレクションは、電子雑誌一、二〇〇タイトル、協力機関は八〇〇機関を超えている。データの所蔵量は、七七一GBとなっている。WARPは、個別に著作権を処理し取り組んでいるもので、諸外国の取り組みと比べて、小規模なコレクションである。

WARPの課題のうち顕著なものとして、（一）収集段階では、著作権の処理、収集性能、再収集のコスト、（二）利用提供では、データ同士のリンク関係の変換、永続的識

別子の採用、(三)保存においては、原本性(authenticity)の保証、OSやソフトウェアの変化に対応した電子情報の長期的なアクセスの確保が挙げられる。

「電子図書館中期計画二〇〇四」の第二の目標は、既存媒体資料との整合性に留意した、情報資源に関する情報の充実、あるいは紙資料と電子資料との統合検索等である。

第三の目標は、当館以外のデジタル・アーカイブも含めて、総合的な知の資源へのナビゲーションを担う利用者検索窓口、すなわちポータルを整備である。

脆弱な存在である電子的な一次情報は、保存する努力があつてこそ、将来世代へ継承可能である。長期的な保存を含め各国で同じ課題を抱えていることから、国際的な協力関係が求められている。当館も韓国国立中央図書館の業績を学び、今後のデジタル・アーカイブ事業を発展させたいと願っている。

## おわりに

業務交流の基調報告、テーマ報告を通じて、韓国国立中央図書館の担当者と膝を交えて情報交換、意見交換を行つた。さらに見学、懇談会もあり、現状を直接体感することができ、貴重な経験を得た。今回の訪問で、国立図書館の運営およびデジタル情報資源の収集・保存の両面において両館が数多くの共通の課題を有していることが確認された。今後、交流を重ね、また、実務上の課題について情報を交

換し、問題を解決していくことは有意義である。

また、情報化時代においても当館が我が国唯一の国立図書館としての存在意義を確固たるものにしていくために、課題を克服し、より一層の改善を重ね、また、新たな事業を展開していく上で、他国の国立図書館の取組みを参考にしていくことは現実的な手法であると感じた。

今回の業務交流への参加で得た経験を、今後の図書館業務に活かしていきたいと考える。

最後になつたが、国立中央図書館および各機関における見学および意見交換の機会を設けていただき、滞在期間中を通してお世話をいただいた支援協力課のチョン・ギルス課長、キム・ミョンヒ課長補佐、ジョ・ジェスン(曹在順)課員を始めとする国立中央図書館の職員の皆様に心からお礼を申し上げたい。

なお、国立国会図書館のホームページでは、「国立国会図書館と韓国国立中央図書館との業務交流概要一覧」および最近の報告全文を掲載しています。

[http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/cooperation\\_chronological\\_korea.html](http://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/cooperation_chronological_korea.html)

また、韓国国立中央図書館は、一二月に組織改編を実施したため、文中の所属・役職は、一〇月段階のものです。



## 重要文化財指定資料紹介

もろもりき

### 『師守記』 中原師守自筆本

暦応二年（一三三九）～貞治七年（一三六八） 六三巻

附・応安四年（一三七二）、同七年（一三七四）記一卷

目録一卷

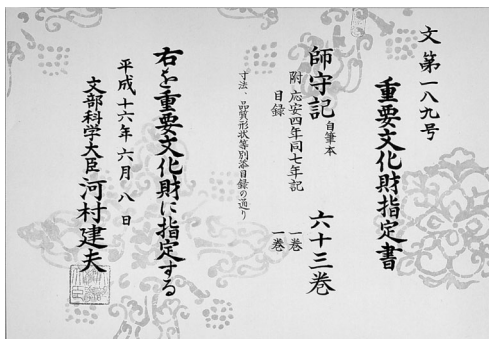
当館所蔵『師守記』は、平成一六年三月一九日の文化審議会答申に基づき重要文化財に指定され、六月八日に官報告示された。このたび文化庁から指定書（写真）が送付されたので、国立国会図書館分類表に従い当資料の請求記号をWAZ7-1（貴重書／記録）から、WAI-5（貴重書／国宝・重要文化財）に変更した。次にこの資料の概要を紹介する。

『師守記』は、南北朝時代の公卿中原師守の書いた日記である。当資料はその自筆原本である。中原家は古来、明経道の博士家として大外記（太政官少納言の下で詔勅の検討や奏文の作成をし、公事、儀式を行い記録する職）を世襲する公家である。師守は中原家の次男で、北朝方にあつて大炊頭、雅楽頭、少外記などを務めた。師守の正確な生没年は未詳だが、日記の始まる暦応二年頃には二二、三歳、応安三年頃に五四、五歳で没したと考えられている。この日記は、前半は家君である父大外記中原師右（一二九五

～一三四五）を、後半は兄大外記中原師茂（一二三二～一七八）を中心として書かれている。そのためか当資料の題簽は「師茂記」となっており、当館目録上の書名は「師茂記」としている。

日記は暦応二年七月一日から、貞治七年一月二一日までの約三〇年間である。書状、具注曆、仮名曆の紙背や曆の暦日ごとの余白、欄外などに記されている。内容は朝儀や公事、公領、家領の記述が主であるが、この日記の特徴は、師守の生きた南北朝時代という政治、社会の激動期をリアルに記録している点にある。後醍醐天皇崩御（暦応二年八月）、今日史料が少ないといわれる南北両朝合体にかかわる双方の交渉駆け引きの模様

（貞治五、六年頃）、將軍足利尊氏らが見物した四条川原の橋勸進田楽で棧敷が破損し百余人の死者が出た事件（貞和五年六月・次頁写真）等、南北朝内乱期における公武の政治、軍事活動や社会の出来事が豊富に記載されており、当代第一級の史料と評価されている。また、父師右の葬儀や法要の様子（康永四年二月）をはじめとする当時の中級公





貞和五年六月

家の生活風景、祇園会の神輿や山鉦など年中行事について（暦応三年六月、貞治三年六月）、中国（元）より「形木開之輩」すなわち本の刊行に携わる工匠（刻工）が嵯峨の寺院に来朝したこと（貞治六年七月）等、社会や文化に関する重要な記載も数々ある。詳細に自在に生き生きと記された筆の滲みに、遥か約六五〇年隔てた世に生きた人々の息吹が伝わる貴重な歴史資料である。

当資料は、明治九年に石川県から東京書籍館に移されたものである。当初から痛みが激しく、帝国図書館時代に修復がなされたが、その際に五三巻であったものを六四巻に改装した。第六三巻まで自筆。第六四巻（応安四、七年）は応永一七年（一四一〇）の具注暦の紙背に書かれており別筆である。別に「貞享三年（一六八六）仲冬念八」の日付と中原師庸の花押が記される目録一巻が付される。軸装。料紙楮。縦約三〇cm。

当資料は明治末年に帝国大学史料編纂掛により転写本が作成され、日記の全文は『史料纂集』第一〜一一（藤井貞文・小林花子校訂 統群書類従完成会 一九六八／八二）に翻刻されている。

なお、当館所蔵資料ではこれまで次の四点が重要文化財に指定されている。『満濟准后日記』（応永一八〜二九年満濟自筆 請求記号 WAI-1）、『天台山記』（平安時代後期写 請求記号 WAI-2）、『姓解』（景祐年間刊 請求記号 WAI-3）、『銘筭』（応永三〇年写 請求記号 WAI-4）。

（主題情報部古典籍課）

※上段写真の大型画像をデジタル貴重書展 (<http://www.ndl.go.jp/exhibit/50/index.html>) でご覧いただけます。



## 平成一六年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会



平成一六年一二月一日、国立国会図書館（東京本館）において、今年度の標記懇談会を実施した。黒澤隆雄国立国会図書館長のあいさつの後、中央館および支部図書館から報告を行い、その後、質疑懇談を行った。

中央館からは、和中幹雄総務部副部長が、「デジタルアーカイブの構築に向けて」と題する報告を行った。「国立国会図書館中期計画二〇〇四」を紹介し、その背景およびデジタルアーカイブの構築をはじめとする今後の電子図書館サービスの計画について説明した。支部図書館からは、道明昇支部国士交通省図書館長が「支部国士交通省図書館 その現状と展望」と題する報告を行った。同館は平成一三年の省庁再編により、四つの支部図書館が統合されて支部国士交通省図書館となった。その統合の過程と図書館の現状について説明があり、最後に、蔵書の充実、国民への情報公開と省内職員の利用との関係等今後の課題について述べられた。

引き続き行われた質疑・懇談では、支部図書館側から

中央館の報告に対して、WARP（インターネット資源選択的蓄積実験事業）に関連して、収集範囲の拡大に伴う大容量データ（動画等）の収集方針および変化する情報を保存する場合の内容確定の考え方について、また、ネットワーク系電子情報収集の法制化スケジュールについて質問があった。支部図書館側の状況については、省内専門図書館として、行政省庁のニーズの多様化、専門化への対応およびサービスの迅速化が求められる一方で、業務の合理化が求められており、分館等と連携して対応について検討しているとの報告があった。また、国民への情報提供サービスとして、行政資料のコンテンツを積極的に公開していきたいとの発言とともに、一方で、省内図書館としての役割との関係が課題であるとの発言があった。「中央館・支部図書館総合システム」の総合目録データベースの将来について、システム構築のよりよい在り方について中央館が中心になって検討してほしいとの要望が出された。基盤システム本稼動に伴うサービス拡充については、事前の申込み機能により、円滑な資料の受取りが可能になったこと、また、郵送貸出しも併用することにより、利用が増大しているとの報告があった。

最後に大滝則忠副館長からあいさつがあり、閉会した。  
(総務部支部図書館課)

## 本屋にない本

国立国会図書館は、法律によって定められた納本制度により、日本国内の出版物を広く収集しています。このコーナーでは、主として取次店を通さない国内出版物を取り上げて、ご紹介します。

紀ノリタケチャイナと製陶王国の1000年史「展の解説図録です。この展覧会は、一九〇四年に創業されたノリタケの前身日本陶器合名會社の一〇〇周年を記念して開催されました。

ノリタケの発祥は、江戸幕府の御用商人であった森村市左衛門と豊の兄弟が、明治九年（一八七六）銀座に創業した貿易所森村組まで遡ります。森村豊は慶應義塾で福澤諭吉の指導を受け、森村兄弟に貿易所起業と米国進

出を勧めたのも福澤でした。森村の目を陶磁器に向けたのは、江戸末期の絵草子屋大倉孫兵衛との骨董品の取引であり、森村と大倉は、パリ万博で見たヨーロッパの磁器製品の素晴らしさに愕然とし、自ら工場建設を決意し、一九〇四年に日本陶器合名會社（現ノリタケ）を設立しました。

大倉はイギリスの骨粉焼、フランスのセーブル以上の磁器食器を作るために精魂を傾けました。創業期に作成された花鳥風月模様の華やかな絵皿、オールヌーボー様式の花瓶や皿などの図版を見ると、磁器製作への熱意が伝わってきます。この後試行錯誤を続け、のちに華麗な花模様を意匠とした日本初のボンチャイナ製ディナーセットの完成に到りま

した。それまでは、白くて極めて平らな、何枚も重ねてもすべて同じ形に揃った皿は量産が難しいとされてきました。

大倉は、このような洋食器生産を続ける一方で「良きが上にも良きものを」をモットーにヨーロッパの銘窯を越える美術磁器作りを目指し、大正八年（一九一九）に大倉陶園を設立しました。

同じ大正年間にはセラミックのもうひとつの主要分野である衛生陶器部門が発展しました。洋食器生産のために欧米諸国を視察した森村兄弟と大倉父子が現地の水洗洋式トイレの清潔さに感心し、国内生産を思い立ったのが契機となり、大正六年（一九一七）に、日本陶器合名會社から衛生陶器部門を分離し、これが現在の東陶機器㈱の前身となりました。

また、この頃から電力供給のための碍子、エンジンの点火栓、タイルやテラコッタなどの生産も始まり、電力、自動車、建築など他の産業の発展に貢献したことも見逃せません。戦時中は軍需物資用に供出されて払底した金属製品の代用に陶磁器が用いられたことが、陶磁器製の電灯の傘など珍しい写真とともに紹介されています。戦後の一時期、良質な原料を得られず、「Noritake」ブランドの使用を

### 土と炎の世紀 ノリタケチャイナと製陶

王国の1000年史 愛知県陶磁資料館

学芸課編 愛知県陶磁資料館刊（〒489-0965

瀬戸市南山口町二三四番地）二〇〇三

一一一頁 A4 (DL561H3)

よほど器好きの人でないとは、ホテルや街のレストランの食器や機内食の食器を裏返して銘を見ることはしないので気が付くことは少ないのですが、誰でも一度はノリタケの食器で食事をしたことがあるのではないのでしょうか。ノリタケのテーブルウェアは日本だけでなく海外でも流通しています。

本書は、二〇〇三年四月から六月にかけて愛知県陶磁資料館で開催された「土と炎の世

一時中止して“Rose China”銘を用いていた事実は「ノリタケブランド」のプライドを示すものです。しかし、在日の連合進駐軍兵士に Noritake China の愛好者が多かったため、裏に“Occupied Japan”を刻印してブランドを復活させたそうです。

経済成長に伴い飛躍的な発展を遂げたセラミックの現況は、最終章の「土と炎・製陶王国の今日」で窺うことができます。食器、衛生陶器、磚子、点火栓、IC パッケージなど生活必需品から電子部品までセラミックの応用範囲の広さには改めて感心します。

巻末には詳細な「日本の陶器の一〇〇年史」「各社、マーク（裏印）の歴史」「年表」を付してセラミック製造の発展史を概観できるようになっています。

このように、貿易会社を源流とする製陶会社が、日用品の品質向上と国の発展に不可欠な「ものづくり」の精神から、欧米の新技術を取り入れて創意工夫を重ね、今日の興隆に至った経緯を読むと、「製陶王国」の表現も首肯できます。

森村グループは、「愛・地球博（愛知万博）」の開催を機に、二〇〇五年三月、同県の則武の地に森村・大倉記念館を開館する予定です。

この記念館は、テーマパークの趣のあるノリタケの森の中に建設されますが、すでに完成している建物や周囲の景観にあわせてどのようデザインされるのが楽しみです。

（大久保 百合子）

## 貼函の世界 Rigid paper box 2003

篠崎貞雄責任編集 パックウエル刊 (〒

192-0032 八王子市石川町二〇〇) 二〇〇三・

六 四六〇頁 三二cm (KB16-H228)

変換できないのは、「貼函<sup>はてはこ</sup>」という単語である。普通の辞書には載っておらず、印刷事典などに収録されているが、通常は「貼り箱」としている。本書の編者は、手に持てるほどの「ハコ」という意味で、あえて函の字を当てて「貼函」とし、「厚紙（ボール紙）の筐体に対して、化粧箱を貼った紙製の容器」と定義する。

知られていないのは、貼函の良さであるという。これを知ってもらおうと、貼函メーカーが共同で「貼函2000フェア」を二〇〇〇年に開催した。フェアにあたり、自社製品に加え、「自らが街へ出て五個以上の貼函を探しってくる」という条件を課した。

集めたのは、開催年にちなみ二、〇〇〇個の函。それを撮影し分類し貼函図鑑として一冊に纏めたのが本書である。なお、製作に手間取り刊行が二〇〇三年になったことから、掲載点数も三つ増えて二、〇〇三点となった。分類されたのは、「ジャンル」、「用途・ブランド」、「形式・形状」、「実験的作品」と「趣味の世界」という五つのカテゴリー。

納得するのは、「ブランド」ものが多いことである。ブランドの製品をその外延であるパッケージと一体となって演出するという意味で、貼函は、最も適した外延ということになろう。G社のチョコレート函、Aのネクタイ函、Cの香水函、T社のブルーの函などなど。コーポレートカラーとロゴマークで表現された函を見れば明白だ。高級ブランドほど貼函が使われている傾向が強い。もっとも、これは編者泣かせで、ブランドの貼函を集めるためには、高価な中身も買わなければならなかったようだ。

面白いのは、実験的作品のコーナーである。ポスター、カレンダー、京友禅、壁紙などを貼ったらどうなるかを試みる。例えば、一九世紀イギリスのウイリアム・モリスは優美な装飾性が特徴の工芸家であるが、彼のデザイ

ンによる柘榴と檸檬をあしらった壁紙を貼って作られた函が掲載されている。

料なのは、本書を収めるブックケースにこの壁紙の函が使われていることである。貼函図鑑を入れる函も貼函図鑑に収録され、まさに「ドグラ・マグラ」状態。なお、当館ではブックケースやカバー類を原則として外しているが、本書は例外扱い。

驚くのは、編者一人ではほとんど製作したとだ。自身でデジタルカメラを使い、Aコンピュタ社のMを駆使してデジタル処理とレイアウトを行い、フルデジタル工程で印刷したという。なお、編者は、パッケージメーカーの経営者で、製函業界のために私財を投じたとのこと。

半端でないのは、本の作りだ。製本は、高級製本に使われる「かがり製本」。二〇〇四年「造本・装丁コンクール」で第三位の東京都知事賞を受賞した。私家版の書籍としては、初の受賞であるという。

疑問なのは、函の写真の収録について巻末で意匠権に言及し断り書きを入れていることである。むしろ問題は、D社のMマウスなどの函が掲載されているように、意匠権よりは著作権なのではなからうか。(齋藤 憲司)

## 月例報告

### 法規の制定

#### 解説

内規第五号及び館長決定第七号は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十五号)の制定により、独立行政法人・地方独立行政法人等が、国・地方公共団体と区別して国立国会図書館法に規定されることとなったことに合わせて、資料利用制限措置及び国際交換業務におけるこれらの法人の出版物の取扱いを明確にするとともに、所要の規定を整備したものである。

内規第六号は、国立国会図書館職員倫理規程の一部を改正する規程(平成十六年国立国会図書館規程第三号)の制定に伴い、株取引等報告書の様式を改めたものである。内規第七号並びに規則第七号及び館長決定第八号は、文書関係事務の合理化を図るための文書管理システムの稼働に伴い、帳簿に係る事務処理の変更、接受番号及び起案文書番号の採番方法の変更その他所要の規定の整備を行ったものである。

以上の法規は、平成十七年一月一日から施行された。

(内規第五号)

国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規の一部を改正する内規

(平成十六年十二月十七日制定)

国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規(昭和六十三年国立国会図書館内規第六号)の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「諸機関」の下に「又は次に掲げる法人」を、「当該機関」の下に「又は法人」を加え、同号に次のように加える。

イ 独立行政法人等の保有する情報の公

開に関する法律(平成十三年法律第四十号)第二条第一項に規定する独立行政法人等

ロ その保有する情報の公開を請求する住民等の権利が条例で定められている

法人

附則

この内規は、平成十七年一月一日から施行する。

(内規第六号)

国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規の一部を改正する内規

(平成十六年十二月十七日制定)

国立国会図書館職員の倫理の保持に関する内規(平成十二年国立国会図書館内規第七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「第二條第十一項」を「第二條第十六項」に改める。

別記第二様式中「新株予約権付社債券」を「新株予約権付社債券(株券、新株引当権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合)において、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき簿記)」に改める。

附則

この内規は、平成十七年一月一日から施行する。

(内規第七号)

国立国会図書館文書取扱内規の一部を改正する内規

(平成十六年十二月十七日制定)

国立国会図書館文書取扱内規(昭和五十九年国立国会図書館内規第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(文書管理システムによる事務処理)

第五条 この内規に規定する帳簿に係る事務のうち、文書管理システムを用いて処理することができるものについては、同システムを用いて処理するものとする。

第六條第二項を次のように改める。

2 到着文書の接受番号は、接受の年(西暦年)月日を表す六桁のアラビア数字及び当該接受日における接受順を表す三桁のアラビア数字を配列したものとす。

第十一條中「総務部総務課」を「主務課は、総務部総務課」に、「主務課は」を「ときは、接受番号が記入されたものについては」に改める。

第二十八條第一項中「後、」の下に「起案文書及び」を加え、同條に次の一項を加える。

3 前項ただし書に規定する起案文書の決裁が終了したときは、主務課において起案文書及び文書処理簿(甲)に決裁月日を記入するものとする。

第三十一條第二項中「回付部局及び回付月日」を「所要の事項」に改める。

第三十三條中「において」の下に「起案文書及び」を、「上、」の下に「当該起案文書」を加える。

第三十四條を次のように改める。

第三十四條 削除

第三十六條第二項を次のように改める。

2 起案文書の番号は、前項に規定する記号ごとに、起案の年(西暦年)月日を表す六桁のアラビア数字及び当該起案日における起案順を表す三桁のアラビア数字を配列したものとす。ただし、レファレンス回答文書に係る番号については、これによらないことができる。

第四十條第三項を次のように改める。

3 部局において發送文書を發送するときは、文書發送簿に所要の事項を記入し、發送後、起案文書に發送月日を記入するものとする。

第四十一條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第四十三條中「起案文書」の下に「及び文書管理簿」を、「上、」の下に「当該起案文書」を加える。

第四十四條を次のように改める。

第四十四條 削除

様式第二中	文書	図記
	記号番号	第
	文書	記号番号
	記号番号	

を「」

「加」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この内規は、平成十七年一月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この内規による改正後の国立国会図書館文書取扱内規の規定は、平成十七年一月一日以後に受領し又は起案した文書について適用し、同日前に受領し又は起案した文書については、なお従前の例による。

(国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規の一部改正)

- 3 国立国会図書館資料利用制限措置等に関する内規(昭和六十三年国立国会図書館内規第六号)の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「~~図~~」を「~~加~~」を「(文書記号番号)」に改める。

(館長決定第七号)

国立国会図書館政府出版物国際交換業務要領の一部を改正する件

(平成十六年十二月十七日制定)

国立国会図書館政府出版物国際交換業務要領(昭和三十四年四月一日決定)の一部を次

のように改正する。

第一項中「以下「法」という。」を「昭和二十三年法律第五号」に、「基いて」を「基いて」に改める。

第三項を削る。

第四項B(イ)中「出先機関又は都道府県若しくは市町村」を「出版物以外」に改め、同項

B(ロ)(1)を削り、同項B(ロ)(2)中「官公庁の出版物のうち」を削り、同項B(ロ)(2)を(1)とし、

(3)を(2)とし、同項を第三項とする。

第五項(1)中「第四項A」を「前項A」に改め、同項(2)中「第四項B(ロ)に掲げる」を「学術的な」に改め、同項を第四項とする。

第六項後段を削り、同項を第五項とする。

附則

本件は、平成十七年一月一日から施行する。(館長決定第八号)

図書館協力用資料に関する件の一部を改正する件

(平成十六年十二月十七日制定)

図書館協力用資料に関する件(平成十四年館長決定第五号)の一部を次のように改正する。

第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)の規定に基づく大学、短期大学又は高等専門学校~~の~~図書館又は研究所

三 国立若しくは公立の調査研究機関又はこれらに準ずる機関

様式第一及び様式第二中「~~図~~」を「~~加~~」を「(文書記号番号)」に改める。

附則

本件は、平成十七年一月一日から施行する。(規則第七号)

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則の一部を改正する規則

(平成十六年十二月二十八日制定)

国立国会図書館展示会出品資料貸出規則(昭和六十一年国立国会図書館規則第十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項ただし書中「館が、」として指定した資料」及び「(以下「貴重書等」という。)」を削る。

様式第二中「~~図~~」を「~~加~~」を「(文書記号番号)」に、「~~加~~」を「(文書記号番号)」に改める。

附則

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。



おもな人事

副館長 大滝 則忠  
願により国立国会図書館副館長を免ずる  
(総務部長)

参事 安江 明夫

国立国会図書館副館長に任命する  
総務部長事務取扱を命ずる

(調査及び立法考査局総合調査室主任)

専門調査員 松橋 和夫

調査及び立法考査局長を命ずる

調査及び立法考査局総合調査室主任事務取扱  
を命ずる

以上平成十六年十二月十五日付け

(調査及び立法考査局長・総合調査室主任事務取扱)

専門調査員 松橋 和夫

調査及び立法考査局総合調査室主任事務取扱  
を解く

(調査及び立法考査局総合調査室付)

同 鈴木 尚子

調査及び立法考査局総合調査室主任を命ずる

(調査及び立法考査局社会労働調査室付主幹・

社会労働課長事務取扱)

調査員 山崎 隆志

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局総合調査室付を命ずる  
(調査及び立法考査局議会議官庁資料調査室付  
主幹)

同 小林 正

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局農林環境調査室主任を命  
ずる

(調査及び立法考査局総合調査室付主幹・国  
土交通調査室付兼務)

同 春山 明哲

国立国会図書館専門調査員に任命する

調査及び立法考査局文教科学生技術調査室主任  
を命ずる

(副館長・総務部長事務取扱)

副館長 安江 明夫

総務部長事務取扱を解く

(関西館長)

司書 生原 至剛

国立国会図書館参事に任命する

総務部長を命ずる

(資料提供部長)

同 吉永 元信

収集部長を命ずる

(総務部副部長)

参事 和中 幹雄

国立国会図書館司書に任命する  
資料提供部長を命ずる  
(収集部長)

司書 原田 公子

関西館長を命ずる

(総務部総務課長)

参事 塚本 孝

総務部副部長を命ずる

総務部総務課長事務取扱を命ずる

(総務部支部図書館課長)

同 戸澤 幾子

総務部副部長を命ずる

総務部支部図書館課長事務取扱を命ずる

(資料提供部利用者サービス企画課長)

司書 齋藤友紀子

資料提供部副部長を命ずる

資料提供部利用者サービス企画課長事務取扱  
を命ずる

(収集部付主任司書)

同 網野 光明

国立国会図書館調査員に任命する

調査及び立法考査局行政法務課長を命ずる

(調査及び立法考査局行政法務課長)

調査員 穴戸 伴久



調査及び立法考査局社会労働課長を命ずる  
以上平成十七年一月一日付け

―元職員に対する叙位―

元職員に対し左記のとおり叙位があった

記

(元専門調査員)

鶴原 壽

従四位に叙する

平成十六年十一月五日付け

―専門調査員の退職―

(調査及び立法考査局長)

専門調査員 森山 高根

平成十六年十二月十五日付け

(調査及び立法考査局農林環境調査室主任)

同 佐々木 良

(調査及び立法考査局文教科学校技術調査室主任)

同 坂本 幸一

以上平成十六年十二月三十一日付け

―功労記章の贈呈―

永年にわたり健康管理医として職員の健康管理及び指導に携わり、職員の健康保持及び増進に尽力し多大の貢献があった関直彦に対

し、功労記章を贈呈した

平成十六年十二月二十七日付け

職員の死亡通知

調査及び立法考査局国会レファレンス課調査員坂川定樹は、平成十七年一月四日に死亡いたしました。

フォーラム「『国立国会図書館関西館』完成までの軌跡」の開催

平成一六年一月一七日、当館関西館において、国土交通省近畿地方整備局との共催で、「『国立国会図書館関西館』完成までの軌跡―『公共建築の日』及び『公共建築月間』記念フォーラム」を開催し、公共建築関係者など約二四〇名の参加を得た。主催者を代表して国土交通省あいさつの後、当館事業紹介、関西館工事における国土交通省施策紹介、関西館設計者陶器二三雄氏による講演が行われた。また参加者向けに館内施設見学も行った。

ラムチャンドラン・IFLA事務局長の来館

一月二五日に前シンガポール国立図書館長でIFLA（国際図書館連盟）事務局長（二月三一日退任）のR・ラムチャンドラン氏が来館し、「IFLAの使命／国立国会図書館への期待」と題する講演を行った。氏はまずIFLAの活動の概略を紹介し、ついで日本の国立図書館である当館がIFLA活動にさらに寄与するよう期待を述べた。

当館は毎年、代表団をIFLAの年次総会に派遣しているほか、四八の分科会のうち一八に登録しており、子ども・ヤングアダルト図書館分科会と書誌分科会に常任委員会委員を出している。また、資料保存のコア活動であるIFLA/PACのアジア地域センターに指定されており、アジア各国の図書館への資料保存情報の提供や研修生の受入れなどの活動をしている。同氏の講演は当館の国際的活動の意義を再認識させる有益なものであった。

第六回灰色文献国際会議

NDL news ― 当館の最近の動き

一二月六日から七日まで、米国・ニューヨークで、「灰色文献に関する事業の進展状況」をテーマとして標記会議が開催された。一、二か国から四〇名以上が参加し、当館からは足立潔主題情報部参考企画課情報サービス係長が出席した。

未知の情報とされてきた灰色文献だが、インターネットの普及により情報資源の主流の一つになりつつあるというのが参加者の共通する認識である。制度的保存のためのレポジトリ構築と運用、引用や参照頻度、アクセス手段といった利用動向の調査など、灰色文献に関する事業や調査についての報告があった。それらを受けて灰色文献情報把握、品質や権威性の維持など今後の課題について論議が行われた。

#### 第四五回科学技術関係資料整備審議会の開催

標記審議会が、一二月六日、当館（東京本館）において一一名中一〇名の委員の出席（うち一名は代理）を得て開催された。当館からは館長、副館長、幹事六名、その他五名が出席した。

議事は、前回の議事録の確認に続いて、

「電子情報環境下における国立国会図書館の科学技術情報整備の在り方に関する作業部会報告書（案）」について土屋俊作業部会長から報告が行われた。

長尾真委員長の提案により、報告書の結論である「一、国立国会図書館に期待する『施策目標』が、「電子情報環境下における国立国会図書館の科学技術情報整備の在り方に関する提言（案）」として審議され、委員の意見をもとに本文を一部修正した上で、了承された。また、報告書は「提言」の説明資料とされた。

審議終了後には、「電子情報環境下における国立国会図書館の科学技術情報整備の在り方に関する提言」および説明資料が長尾委員長から国立国会図書館長に手交された。審議会の詳細については本誌次号に掲載する予定である。

#### ドマイヤー・北米日本研究資料調整協議会東アジア研究レファレンス・サービス諮問委員会議長を招へい

一二月一〇日に米国・マサチューセッツ大学図書館司書で、北米日本研究資料調整協議会（NCC）東アジア研究レファレンス

ス・サービス諮問委員会議長のシャロン・ドマイヤー氏（写真）を招へいし、「国立国会図書館に期待すること」と題する講演会を行った。

氏は日本の図書館情報大学（現・筑波大学）とカナダのアルバータ大学で図書館情報学を学び、日本情報の専門家として活躍している。講演会では北米の日本研究者へのアンケート結果を交えながら、日本が発信すべき情報、当館に求めるサービスを具体的に挙げ、職員との間で活発に意見交換を行った。



#### 国際子ども図書館の図書館奉仕の拡充に関する調査会（第二回）の開催

標記調査会が、一二月一五日、当館（東京本館）で開催された。

竹内哲会長の開会あいさつのあと、第一回調査会議事録（案）の内容確認とホームページでの公開が了承された。引き続き佐藤宗子作業部会長から作業部会の報告があり、作業部会の作成した「第二回調査会



総合目録ネットワークシステム

検索結果一覧 条件を修正して再検索 検索画面に戻る ヘルプ  
この資料の利用について

書誌詳細表示 [国立国会図書館 書誌]

資料のご利用にあたりましては、必ず、最寄りの図書館を通じてご相談ください。

前の書誌 / 次の書誌

タイトル	: けいほんな風土記
タイトルよみ	: ケイハンナ フトキ
責任表示	: 関西文化学術研究都市推進機構    編
出版地	: 京都
出版者	: 関西文化学術研究都市推進機構
出版年	: 1990. 3
形態	: 332p ; 27 cm
一般注記	: 監修: 門脇 誠二
一般注記	: 製作: 発売: 同朋舎出版
一般注記	: 付(地図1枚)
一般注記	: 参考資料: 略年表: p324~330
定価	: 1990円
全国書誌番号	: 90037560
一般件名標目	: 近畿地方    歴史
一般件名標目よみ	: キンキ チホウ    レキシ
NDC分類記号	: 216
NDLC分類記号	: GC143

所蔵館情報

所蔵館名	図書登録番号	請求記号	本タイトル	タイトル関連情報	巻次
国立国会図書館		GC142- ED	けいほんな風土記		
秋田県立図書館	032051213	391.6/カケ	けいほんな風土記		
茨城県立図書館	033051649511	391.1189	けいほんな風土記		
東京都立中央図書館	112426343	2196-329-90	けいほんな風土記		
東京都立多摩図書館	1112483103	2196-329-90	けいほんな風土記		
横浜市中央図書館			けいほんな風土記		
愛知県芸術文化センター愛知県図書館	110642437		けいほんな風土記		

書誌詳細表示画面

書誌詳細表示画面は、書誌情報と所蔵館情報で構成されます。所蔵館情報は図書館名のほか、図書登録番号や請求記号、さらに書誌データの一部を表示します。

この総合目録ネットワークシステムは、受け付けた書誌データ同士を機械的に同定処理して自動的にデータベースを構築していきます。そのため、データのわずかな違いによって書誌データ同士が同定されない場合や、まれに異なる書誌データ同士が同定されてしまう場合があります。検索結果をご覧になる際はご注意ください。

なお、検索した資料の利用にあたっては、所蔵館に直接問い合わせるのではなく、最寄りの図書館を通じてご相談ください。

URL <http://unicanet.ndl.go.jp/> (国立国会図書館ホームページ <http://www.ndl.go.jp>—資料の検索—総合目録ネットワークシステム)

お問い合わせ先

国立国会図書館関西館事業部図書館協力課総合目録係

E-mail : [unicanet@ndl.go.jp](mailto:unicanet@ndl.go.jp)


## 国立国会図書館総合目録ネットワークシステムを公開

平成16年12月6日、国立国会図書館総合目録ネットワークシステムの検索機能を公開しました。

国立国会図書館総合目録ネットワークは、国内の公共図書館における図書館資料資源の共有化、書誌サービスの標準化と効率的利用を図るとともに、公共図書館の県域を越える全国的な図書館相互貸借等を支援することを主たる目的とする事業です。当館は、当館、都道府県立図書館および政令指定都市立図書館中央館の所蔵する和図書を収録対象とした総合目録データベースを維持・管理しています。

今回公開するのは総合目録ネットワークシステムの検索機能です。平成16年12月末現在、当館、都道府県立図書館（43館）および政令指定都市立図書館中央館（6館）の書誌データ約770万件を検索することができます。

検索項目は、タイトル、著者・编者、出版者、件名、刊行年、ISBN/ISSN です。このうち刊行年はタイトル等と組み合わせて検索します。また、ISBN/ISSN は他の検索項目とは別に単独で検索します。検索結果一覧の最大表示件数は200件です。


  
[トップページへ戻る](#)

---

**総合目録ネットワークシステム**

- 本システムは、国立国会図書館、都道府県立図書館の一部、政令指定都市立図書館の一部の所蔵する和図書の総合目録データベースシステムです。
- 図書のタイトルや著者名など、資料の情報を特定して検索利用することを念頭にしており、「で始まる」または「と一致する」検索を行うことができます。
- 資料のご利用にあたりましては、必ず、最寄りの図書館を通じてご相談ください。

[総合目録ネットワークについて](#) [ヘルプ](#)

- 最大200件まで検索します。
- 入力された条件をすべて含む検索を行います。
- 検索語がカタカナのみの場合はヨミ形のインデックスを検索し、それ以外は漢字形を検索します。
- 複数の入力欄のある項目（著者・编者および件名）では、検索語がカタカナのみの場合はヨミ形のインデックスを検索し、それ以外は漢字形を検索します。

**タイトル**  で始まるタイトル

**著者・编者**  で始まる著者・编者

**出版者**  で始まる出版者

**件名**   と一致する件名を全て含む

**刊行年**  年から  年まで

---

**ISBN/ISSN 番号**

(ISBN/ISSN 番号の検索は、他の入力欄を無視して検索します。)

---

**検索結果の表示順**

---

国立国会図書館 All Rights Reserved, Copyright National Diet Library  
 お問い合わせ: 国立国会図書館関西館事業部図書館協力課総合目録係  
 〒619-0287 京都府相楽郡精華町精華台8-1-3  
 e-mail: uricenet@ndl.go.jp

### 検索画面

した。選定後著作権の保護期間が満了していない十数点の資料を公開するために、著作権者あるいは著作権継承者を調査し、撮影・電子化の許諾を得ています。また、他機関所蔵の資料についても許諾を得ています。調査は、著作権台帳や電話帳、人物名鑑等あらゆる情報源にあたりましたが、著作権継承者が不明の場合や一つの資料に複数の著作権者がかかわっている場合は、特定の困難もあり、許諾を得るのに数か月を要することもありました。皆様は快く公開を許諾いただけたのが幸いです。

#### 〈撮影・電子化〉

撮影に際しては、資料の大きさや色彩により使用するフィルムの種類を検討する必要があります。サイズの大きな資料には大きなフィルムを、色彩があればカラーフィルムの使用を検討します。撮影したフィルムの電子化作業は、高解像度の保存用の画像を作成した後、インターネット上で閲覧できる形式に変換します。

#### 〈解説の執筆〉

解説は、制定過程を簡潔に解説した「概説」や資料の書誌、画像、説明を一体化した「資料と解説」だけでなく、憲法制定過程をより理解しやすいように人物紹介や用語解説等も執筆しました。執筆にあたっては、複数の資料を参照し、事実に基づいた客観的な記述となるように心がけました。

#### 〈サイト作成・公開〉

「日本国憲法の誕生」は、多数の資料と大部の解説で構成しているため、章立てなどのレイアウトを工夫しました。資料の画像は実際の資料のページをめくるような感覚で見ることができます。また、ほとんどの資料は文字起こしを行いました。その数は約120点（約115万字）にも上りますが、原本が古く、印刷状態が悪いものや手書きの資料などで文字が判読できない部分もありました。さらに、障害者や高齢者を含むすべての人々が内容を理解できるよう、音声読み上げソフトに対応する等のアクセシビリティにも配慮しました。作成の最終段階で、日本語版とほぼ同じ内容の英語版を作成します。日本語版がほぼ確定してから作成するのですが、繊細なテーマだけに日本語版の修正に伴って英語版の修正を繰り返して行いました。また、専門用語等の語彙の調整にも時間と労力を要しました。

その後動作チェックをし、問題がないことを確認して公開の運びとなりました。

電子展示会は、当館ホームページの中でも数多くの利用者にご覧いただいております。月間平均アクセス数は約55万ページに上ります。公開した資料についてのご意見・ご感想や転載依頼も数多く寄せられ、反響がいかに大きいかを認識させられます。

電子展示会を契機として実際に図書館に来館し、一次資料に接する機会を持っていただければ幸いですし、資料を手にとって始めて発見できることもあると思います。

今後も魅力のある電子展示会を公開していきます。

（関西館事業部電子図書館課電子情報発信係 中井 なかい 恵久 やすひさ）





# 電子図書館サービスのページ

いつでもどこでもだれでも



## 電子展示会

### 【連載目次】

国立国会図書館の電子図書館サービスとは？（523号）  
一次資料の電子的提供

- ・近代デジタルライブラリー（524号）
- ・国会会議録フルテキスト・データベースの公開など（525号）
- ・電子展示会（本号）
- ・国際子ども図書館の電子図書館サービス（次号）

ウェブ・アーカイブと提供  
資料に到達するための情報  
電子情報の保存と利用保証  
電子図書館サービスの目標

図書館で開催される展示会には、資料を実際に見る楽しみや感動、発見があります。しかし、遠方となると展示会場まで足を運ぶのも難しく、開催期間などの制約で見逃す場合もあるでしょう。

一方、ホームページ上で公開している電子展示会は、インターネットに接続できる環境があれば、時間や場所を気にせずに楽しむことができます。また、資料の全ページを掲載したり、音声や動画などの様々な技術を利用することで通常の展示会では成しえなかったことも可能になります。

当館では、総合テーマを「日本の記憶」として主に日本の歴史と文化に関する電子展示会を公開しています。これまでに「インキュナブラ」、「近代日本人の肖像」、「蔵書印の世界」、「日本国憲法の誕生」、「日本の暦」等を公開しています(<http://www.ndl.go.jp/jp/gallery/index.html>)。

電子展示会作成の過程を「日本国憲法の誕生」を例に簡単にご紹介します。

### 〈テーマの決定〉

国会に憲法調査会が設置され、憲法論議が活発になる中で憲法に関する理解を深めて



いただくため、当館では、その制定過程をテーマとしたコンテンツを作成することにしました。この電子展示会は平成14年から2か年計画で作成し、平成16年5月3日の憲法記念日に全面公開しました。占領下における日本側、連合国側の一次資料から、多角的に日本国憲法の制定過程を見ることができます。

### 〈資料の選定と権利処理〉

まずはじめに、制定過程に関する基礎資料約180点を選定しました。選定に当たっては、制定過程の実務を担当した法制局、連合国最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）の資料を中心に、展示会として見て楽しい資料も含めるよう努力しま



て子どもの読書にかかわっていくことが明確になれば、児童サービスの基本は本を選ぶことであると理解されてくる。科学遊びやミニ・コンサートなどのイベントも、子どもと本をつなぎ、子どもの本の世界を広げるものとして位置づけられよう。

児童書の研究者と子どもの読書の現場にいる人々とは、関心の在り処が異なっている。昨年スタートさせた「児童文学連続講座」はこれをつなぐ試みでもあった。子どもに本を手渡す仲介者に対してどのようなサポートが期待されているのかを考えることで、研修などの位置づけも明確になる。

### アナログからデジタルへ

子どもの成長を図書館という場で考える時、アナログからデジタルへの成長と言うこともできよう。

多くの情報の中から必要な知識・情報を「点」として取り出すことがデジタルな世界であるとする、読書、物語を読むというのはアナログな世界と言えるだろう。作者や登場人物など、本に関する情報を知識として知っているだけでは読んだことにはならない。初めのページから終わりのページまで物語を辿ること、そして作者の思いを感じ取ることが読書である。たくさんのお話を心に蓄え、言葉による想像力や好奇心を豊かに育てることは、子どもの人生の質を大きく変えていこう。

これは、理解する力、調べる力につながっていく。そして、情報の海からの確に自分に必要な情報を選び出す力が育つのではないだろうか。子どもの時にアナログな読書の体験をたっぷりと培ってほしいと思う。

### 子どもの本の世界にかかわること

東京子ども図書館理事長の松岡亨子さんが、2004年秋のIBBY（国際児童図書評議会）ケープタウン大会でIBBY オナーリスト（優良作品）の翻訳賞を受賞され、受賞者を代表してのスピーチが大会参加者に大きな感動と共感を与えたと伺った。次のようなお話である。

—ある日、東京子ども図書館に一人の年配のご婦人が訪問された。館内をご案内したとき、児童室にあった、使い込まれた古い小さな子どもの椅子と机に足をとめ、慈しむように手でさすって「子どもの仕事っていいですねえ。私も退職したら、故郷で子ども文庫を開きたいのです」と話された。彼女は長年特別養護老人ホームにお勤めで、1年で40人の臨終に立ち会われたという。幸せな最期ばかりではない、そのような仕事をしてこられた方が、人生の最後に子どもにかかわる仕事をしたいという思いはとてもよくわかった。そして、ずっと子どもという「未来」にかかわる仕事をしている私たちは、なんと幸せなことだろう。「希望」とともに働くことなのだから—

世界中のどの地域にいる子どもにも、より良い人生を送ってほしいと願っている。そのために子どもの本が果たす役割は決して小さくない。国際子ども図書館が国立国会図書館に設置されたことの意味を改めてかみしめ、共有したい。

（とみた みきこ 国際子ども図書館長）



## “Quality of Life”

富田 美樹子

### はじめに

図書館は人々の生活の質、すなわち“Quality of Life”に大きくかかわっている。

国立国会図書館（以下 NDL）は、昨年、数年来の大きな組織変革を成し遂げた。2002年には国際子ども図書館（以下 ILCL）全面開館と関西館開館、2004年10月には東京本館の新装開館を行った。また、電子図書館サービスの拡充によって、資料情報の提供機能とアクセスの利便性とを大幅に改善した。職員にとっても、未曾有の変革期であった。

図書館が使いやすく高度な情報提供機能を備えることは、組織に所属していない個人であっても、生活に必要な決定や選択を行うに際して、的確な情報入手が可能となることを意味する。これらは“Quality of Life”に大きくかかわってくる。

### 子どもの読書と国際子ども図書館

NDL は、業務の更なる新展開の指針として「国立国会図書館ビジョン2004」を策定した。ILCL については、子どもの読書を取り巻く昨今の環境変化を受けて、今後中長期で拡充していくべきサービスの方向性を検討していただくために、有識者の方々による調査会を発足させた。

そのなかで「子どもの読書」に果たす ILCL の役割がひとつのテーマとなっている。この議論のきっかけは、ある調査会委員の「国際子ども図書館は、本のための場か、読書のための場か」という発言であった。NDL が、当然のこととして「本、情報」の場であり、本について調べる、必要な情報を得る場であることとの対比である。「読書の場」というのは、読書する場所という意味ではなく、図書館として読書にかかわるサービスを提供するのということであり、「なぜ読書が必要か」や「読書の質について」考え、読書に対するサポートをサービスの柱として位置づけるのかということである。

これは、私たちにとっては本質的な問いであった。そして、この問題を整理することが、これまで ILCL の活動を行う中で抱えてきたさまざまなジレンマを解きほぐすことにつながるのではないかと気づいたのである。

### なぜ本を選ぶのか

NDL は納本図書館として和書のいわゆる選書は行わない。また「良書」の推薦も行っていない。ILCL では開館以来、「子どものへや」で提供する資料の選び方や提供のあり方について（たとえば漫画は見せないなど）、情報アクセスの自由などとの関連も含めて、議論を重ねてきた。この問題も、ナショナルセンターとし



子どものへや

# 本を魅せる 常設展示案内 (11)



## 第135回常設展示 戦時下の出版

平成17年1月20日～3月15日

「2本よし、3本だめのあと安打を飛ばし」これは敵性語として英米語が追放されていた時代における、野球の実況中継です。「よし」は「ストライク」、「だめ」は「ボール」、「安打」は今では「ヒット」になります。

こうした実況が行われていたのは、今から60数年前。当時、日本は戦争の真っ只中にありました。戦争を体験していない私は、歴史の教科書や祖父父母の話、テレビのドキュメンタリー番組や映画などにより、当時の状況に関する知識を得てきました。戦闘、空襲、物資の不足、人々の生活に様々な悲劇と制約とをもたらしたこれらのことがらに並んで私が心を動かされるのは、言論や思想の弾圧です。冒頭の滑稽とも思われる事例に象徴されるような言論統制がまかり通っていた時代、読書の幸せをかみ締めることができる本は出版されていたのだろうか。今回の展示企画は、そんな疑問から生まれました。

ひとくちに戦時下の出版といっても、それはとても広い概念です。そこで、日本出版文化協会（のちの日本出版会）が行った図書推薦事業に焦点をあてることにしました。日本出版文化協会は昭和15年12月に成立し、昭和18年には改組されて日本出版会となりました。内閣情報局の監督下で出版企画の事前審査や印刷用紙の割当査定を行い、出版界の統制および出版業者に対する文化指導の実施機関として機能しました。こうした活動の一環として行われた図書の推薦には、当時から賛否両論があった様子で、書評誌『書物展望』にも、これに対する期待と批判の記述が散見されます。一方、出版史研究者の岡野他家夫氏は著書『日本出版文化史』において、日本出版文化協会の良書推薦事業を「功績の一つ」と評価し、さらに戦況が悪化した昭和18年以降の推薦図書についても、「必ずしも軍や政府の御用向の図書のみが候補にのぼるということはなかった」と振り返っています。

今回は、こうして戦時中に「良書」として推薦された図書を、科学・文芸・芸術・スポーツ等のいくつかの分野から選び、発禁関係書類など戦時下における出版界の状況をうかがうことができる資料や、『陸軍』『旋風二十年』など終戦前後の出版界を象徴する図書・雑誌とあわせて展示します。折しも、平成17年は戦後60年目にあたります。展示する資料は、戦時中に出版された図書や雑誌のほんの一部にすぎませんが、「あの時代」の日本を推し量る一助となれば幸いです。



いしだ あきこ まつ井 みき  
(石田 暁子・松井 美樹)

## 国際子ども図書館

〒110-0007 東京都台東区上野公園12-49

電話 03 (3827) 2053

利用案内 電話 03 (3827) 2069 (音声・FAX サービス)

ホームページ <http://www.kodomo.go.jp/>

国際子ども図書館は、国立国会図書館の支部図書館として内外の児童書とその関連資料に関する図書館サービスを国際的な連携のもとに行います。

**利用できる人** どなたでも利用できます（ただし資料室は満18歳以上の方）。

**資料の利用** 館内利用のみ。館外への帯出はできません。

**開館時間** 9:30～17:00

**休館日** 月曜日、国民の祝日・休日（5月5日こどもの日は除く）、  
年末年始、資料整理休館日（第3水曜日）

**休室日** 休館日以外に次の日が休室となります。

2階第一、第二資料室：日曜日

3階本のミュージアム：展示会準備期間

## 支部東洋文庫

〒113-0021 東京都文京区本駒込2-28-21

電話 03 (3942) 0122 (代表)

東洋学の発展を目的とする専門図書館。

アジア全般にわたる資料・研究書を所蔵しています。

---

国立国会図書館月報

平成17年1月号 (No.526)

発行所	国立国会図書館	平成17年1月20日発行	定価231円 (税込、送料別)
編集 責任者	塚本 孝	印刷所 発売元	有隣堂印刷株式会社
〒100-8924	東京都千代田区永田町1-10-1	〒140-0004	東京都品川区南品川6-2-10
	電話 03 (3581) 2331 (代表)		電話 03 (5479) 8721 (代表)
	FAX 03 (3597) 5617		FAX 03 (5479) 8720
	E-mail <a href="mailto:geppo@ndl.go.jp">geppo@ndl.go.jp</a>		E-mail <a href="mailto:cap15650@pop01.odn.ne.jp">cap15650@pop01.odn.ne.jp</a>

---

本誌に掲載した論文等のうち意見にわたる部分は、それぞれ筆者の個人的見解であることをお断りいたします。本誌に掲載された記事を全文または長文にわたり抜粋して転載される場合には、事前に当館総務部総務課に連絡してください。本誌517号以降、PDF版を当館ホームページ (<http://www.ndl.go.jp> - 「刊行物」 - 「国立国会図書館月報」) でご覧いただけます。

表紙 中性紙使用  
本文 中性再生紙使用

NATIONAL DIET LIBRARY MONTHLY BULLETIN

No. 526 January 2005

CONTENTS

*Yuyo shokubutsu zusetsu kaisetsu genko* by Tanaka Yoshio and Ono Motoyoshi (Random notes on rare books, 443)

New Year greeting ..... Takao Kurosawa ..... 1

Report of the Legal Deposit System Council "The optimal acquisition system for online electronic publications" ..... 4

Overview of the report "The optimal acquisition system for online electronic publications" ..... 8

Report of the Legal Deposit System Council "The optimal acquisition system for online electronic publications" (Summary) ..... 9

Tidbits of information on NDL ..... 13

Announcement of regular exhibition ..... 13

The 8<sup>th</sup> mutual visit program with the National Library of Korea ..... NDL Delegation to Korea ..... 14

Material recently designated as a national important cultural property: *Moromori-ki* by Nakahara Moromori ..... 24

Annual meeting between NDL Librarian and directors of branch libraries in the executive and judicial agencies in FY2004 ..... 26

Books not commercially available ..... 27

Monthly official report ..... 29

NDL news ..... 33

Publications from NDL ..... 35

<Announcement>

NDL National Union Catalog Network System now available ..... 37

Digital library services page ..... 39

International Library of Children's Literature page ..... 41

Wartime publications (Enchanting world of books - Guide to regular exhibition, 11) ..... 42

NATIONAL DIET LIBRARY

Tokyo